

自治体デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進計画
【第 4.0 版】

総務省

2025 年（令和 7 年）3 月 28 日

目次

1.	はじめに	2
1.1	自治体における DX 推進の意義	2
1.2	本計画の趣旨	5
1.3	本計画の対象期間	6
2.	自治体における DX の推進体制の構築	7
(1)	組織体制の整備	7
(2)	デジタル人材の確保・育成	10
(3)	計画的な取組	15
(4)	都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築	17
3.	各団体において DX を進める前提となる考え方	20
(1)	BPR の取組の徹底	21
(2)	自治体におけるシステム整備の考え方	23
(3)	オープンデータの推進・官民データ活用の推進	24
4.	取組事項	26
4.1	自治体 DX の重点取組事項	27
(1)	自治体フロントヤード改革の推進	27
(2)	自治体の情報システムの標準化・共通化	35
(3)	公金収納における eL-QR の活用	40
(4)	マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	43
(5)	セキュリティ対策の徹底	46
(6)	自治体の AI・RPA の利用推進	47
(7)	テレワークの推進	49
4.2	自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	53
(1)	デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	53
(2)	デジタルデバイド対策	55
(3)	デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	60
5.	おわりに	64
別紙 1	自治体 DX の重点取組事項等に係る取組状況	
別紙 2	自治体の主な取組スケジュール	
別紙 3	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及び KPI	

1. はじめに

1.1 自治体における DX 推進の意義

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX¹）が求められている。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020 年（令和 2 年）12 月 25 日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。

また、2021 年（令和 3 年）5 月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布され、デジタル社会形成基本法において、「地方公共団体は、基本理念（注：同法第 2 章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念）にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 14 条）こととされている。

2024 年（令和 6 年）6 月には、デジタル社会形成基本法第 37 条第 1 項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）が閣議決定され、本重点計画においても、先述のビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置付けられている。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体の DX を推進する意義は大きい。

自治体においては、まずは、今後急速な人口減少が見込まれる中、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、

- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、

¹ Digital Transformation の略（「trans」には「cross」の意義があり、「cross」は「X」と表現されることから、DX と略記される。）。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

- ・デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

ことが求められるとともに、DX を推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要となる。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM² 等により自らの行政の効率化・高度化を図ることが可能となる。加えて、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にも繋がっていくことが期待される。

また、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、自治体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律において規定した上で統合後の法律を個人情報保護委員会が所管する仕組みとすることとする法律が2021年（令和3年）の通常国会にて成立し、地方公共団体の関連規定については、2023年（令和5年）4月から施行されている。個人情報保護に関する法律の一元化等を通じて制度面でのデータの流通基盤が整備されれば、本計画における自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進・利用の推進と相まって、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大することも認識すべきである。

さらに、重点計画においては、デジタル社会の実現に向けての理念・原則として、「構造改革のためのデジタル原則」が掲げられている。

「構造改革のためのデジタル原則」については、デジタル社会の目指す姿を実現する上で、国や地方公共団体の情報システムの改革に取り組むだけでは、書面や対面などデジタル活用を前提としていない規制・制度や行政組織の縦割りにによって一部のデジタル化しか達成することができない場合が多く、不十分という問題意識の下、「デジタル臨時行政調査会」（2021年（令和3年）11月9日内閣総理大臣決裁）において、アナログ規制の見直し等の動きが進められた。後述するデジタル行財政改革会議の設置に伴い同調査会が廃止（2023年（令和5年）10月6日）された以後も、デジタル庁において取組が進められている。

併せて、重点計画においては、「Web3.0の推進」も重点政策一覧の一つとして掲げ

² EBPM：Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

られており、「Web3.0の健全な発展に向けて、引き続き、安全安心な利用環境整備などの観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある」と記述されている。

一方、第33次地方制度調査会における「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（2023年（令和5年）12月21日）」においては、大規模で汎用性が高い基盤モデルを活用した「生成AI」について、「これまで人間が優位性を発揮してきた創造的な活動の領域で用いられ、新たな利便性や付加価値を生む可能性も期待されているなど、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）は一層加速化し、行政サービスのあり方を大きく変えることが期待されている」と記述されている。

また、同答申を踏まえ、2024年（令和6年）の通常国会において「地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）」が成立し、新たに

- ・ 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする
- ・ 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講じることとする。総務大臣は、当該方針の策定等について指針を示すこととする

旨、地方自治法に規定されることとなった。

加えて、2023年（令和5年）10月に、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することを目的としてデジタル行財政改革会議が設置された。

2024年（令和6年）6月には、同会議においてこれまでのデジタル行財政改革の取組と成果が「デジタル行財政改革取りまとめ2024（2024年（令和6年）6月18日）」としてとりまとめられた。これと合わせて、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（同日）」が公表され、システムは共通化・政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政、規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政などを実現するための共通化の取組を進めることとされている。

このように、新たなデジタル技術が日々進展している状況を自治体においても注視し、各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組へ活かすことができるか検討していく必要がある。

なお、「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずることを目的として、2024 年（令和 6 年）10 月に新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。同本部は 2024 年（令和 6 年）12 月に「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」」を決定し、その中では、地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱として、「①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」「②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」「③付加価値創出型の新しい地方経済の創生」「④デジタル・新技術の徹底活用」「⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上」が掲げられている。今後、この 5 本柱に沿った政策体系を検討し、2025 年（令和 7 年）夏に、今後 10 年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる予定であり、こうした動きも注視していく必要がある。

1.2 本計画の趣旨

政府においては、利用者起点で行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとされ、重点計画においても、自治体に関連する施策も多く盛り込まれたところである。こうした住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化や情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。

さらに、デジタル社会形成基本法においては、「国は、（中略）デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 13 条）こととされ、また、「国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない」（第 15 条）こととされている。

このため、総務省は、国と地方公共団体との連絡調整に関することを所掌する観点から、重点計画等における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体 DX 推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていく。これについて、「自治体 DX 推進計画」の期間が下記のとおり 2025 年度（令和 7 年度）末までとなっていることを踏まえ、同計画期間における重点的に取り組むべき事項等についての全国的な進捗状況を別紙 1 においてとりまとめているところである。あわせて、自治体ごとの進捗状況をダッシュボード化（「見える

化」) することにより、課題の迅速な把握等による自治体 DX の取組の更なる加速化を図っていく。

なお、本計画に記載された自治体の取組に関する内容については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である。

1.3 本計画の対象期間

2021 年（令和 3 年）1 月から 2026 年（令和 8 年）3 月までを本計画の対象期間とする。

本計画は、共通的な基盤・機能を提供するガバメントクラウドの活用に向けた検討など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行う。また、現在の対象期間以降も自治体 DX を引き続き推進する必要があるため、令和 8 年度以降の計画の取扱いについて検討を行う。

2. 自治体における DX の推進体制の構築

「3. 取組事項」にて示す DX 推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、以下の取組を実施し、DX 推進体制の構築に取り組むことが望ましい。

【DX 推進体制の構築に向けた取組内容】

- (1) 組織体制の整備
- (2) デジタル人材の確保・育成
- (3) 計画的な取組
- (4) 都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築

(1)組織体制の整備

限られた予算の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地から住民と行政の接点（フロントヤード）の多様化・充実化や自治体の情報システムの標準化・共通化等の自治体における DX を推進するためには、効果的な推進体制の構築が不可欠である。

今回の DX の取組は、極めて多くの業務に関係する取組を短期間で行おうとするものであることから、以下の役割を参考として、全庁的・横断的な推進体制とする必要がある。具体的な取組に先んじて、速やかに体制整備に着手することが望まれる。

[首長]

DX の推進に当たっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となる中、首長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組む。

[CIO]

首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者（CIO:Chief Information Officer）を中心とする全庁的な DX 推進体制を整備する。CIO は、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部門間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい。

[CIO 補佐官等]

CIO を補佐する体制を強化するため、CIO 補佐官等の任用などの取組を進める。

また、CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する CIO 補佐官等については、外部人材の活用を積極的に検討する。

[情報政策担当部門]

情報政策担当部門は、団体の保有する情報資産や情報関係予算を一元的に把握し、重複投資の排除や情報システムの全体最適化に役立てる。

[行政改革・法令・財政担当部門]

行政改革・法令・財政担当部門は、自治体 DX の必要性を十分に認識し、管理部門として、CIO・情報政策担当部門と連携強化を図りつつ、自ら DX を推進していく役割を果たす。なお、DX を進める上ではサービス開発・デジタル技術に必要な予算の確保が重要な要素になってくることから、特に財政担当部門においては、上記を含む関連部署と緊密に連携を図っていく必要がある。

[人材育成・人事担当部門]

人材育成・人事担当部門は、「人材育成・確保基本方針策定指針」（2023 年（令和 5 年）12 月）等を踏まえ、現在の職員のデジタルスキル等を把握したうえで、将来的な業務量や配置必要数を見込み、外部人材の確保の必要性及び任用形態の検討、既存職員による育成の目標人数の設定や職員全体の研修計画との整理を行うなど、DX 推進担当部門との緊密な連携を図る。

[業務担当部門（特に窓口担当部門）]

DX は、業務改革の契機であることを踏まえ、DX の取組を通じてどのように業務を変えていくのかという観点から、主体性を持って DX 推進に参画する。

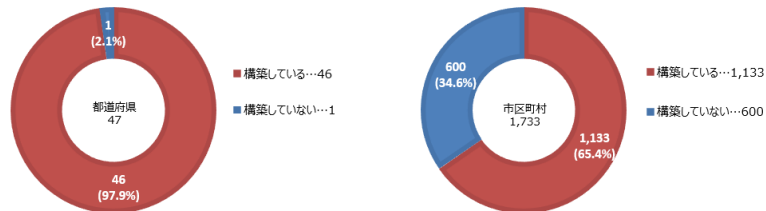
また、情報セキュリティ対策を確実に実施するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO：Chief Information Security Officer）の設置など情報セキュリティ対策に取り組む体制の確実な整備も重要であり、連携して取り組む必要がある³。

³ 情報セキュリティ体制の整備については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）を参照。

なお、各自治体における DX 推進体制の構築状況は、以下のとおりである（別紙 1 も参照）。

【参考】DX 推進体制の構築状況

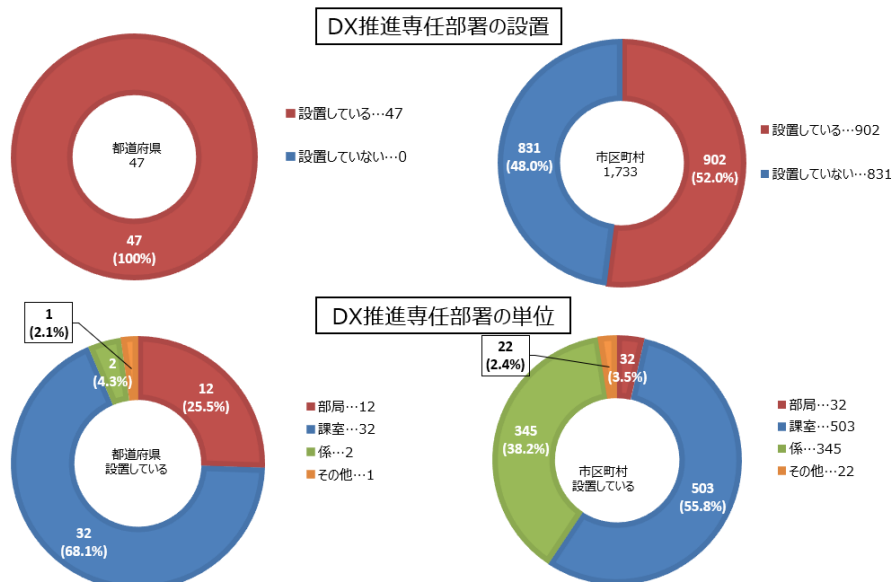
※ 4
4 DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制の構築
都道府県では46団体（97.9%）、市区町村では1,133団体（65.4%）が推進体制を構築している。



※ 4 全庁的・横断的な推進体制…都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部署が連携してDXを推進する体制。（例：推進本部・連絡会議の設置等）

5 DX推進専任部署の設置

都道府県では全団体、市区町村では902団体（52.0%）がDX推進専任部署を設置している。また、部署の単位の内訳については次のとおりである。



※ 5 DX推進専任部署…DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署。したがって、デジタル化推進課等が想定される。

（出典）総務省「自治体 DX・情報化推進概要（令和 5 年度）」

(2) デジタル人材の確保・育成

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(5) 地方行財政基盤の強化

(自治体DXによる行財政の効率化等)

自治体DXについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」等のフロントヤード改革と、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付への eLTAX 活用等のバックヤード改革に一体的に取り組む。都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能を確保する

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 3 重点政策一覧

5. デジタル人材の育成・確保

○[No. 5-6] 地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成の促進

- ・ 総務省は、市町村における CIO 補佐官等の任用等、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保や地方公共団体における DX 推進リーダーの育成について地方財政措置を講じ、その取組を促すほか、地方公共団体が計画的にデジタル人材の確保育成に取り組めるよう伴走支援やノウハウ・優良事例等の横展開にも取り組む。

具体的な目標：DX・情報関係業務を担当する職員が 1 人以下である団体（いわゆる「1 人情シス」状態）を 2025 年度中に半減させる。

主担当省庁：総務省

○[No. 5-7] 都道府県と市町村が連携した推進体制の構築

- ・ 都道府県と市町村が連携した自治体 DX の推進体制も広がっており、様々な取組が進められているが、今後の人口減少を乗り切るために全国的なデジタル化が急務であることを踏まえると、独自にデジタル人材を確保することの難しい小規模自治体も含め全ての国民が行政サービスを享受できる持続可能な体制を維持するためには、都道府県と市町村が連携した推進

体制の充実強化を一層促進するとともに、国の支援策を拡充し、既存施策も含めてパッケージ化することで、デジタル人材の確保・育成やシステムやツールの共同調達・共同利用、システムの標準化・共通化、共通 SaaS 化、デジタル完結等の取組を強力に支援する体制を整備する。また、総務省及びデジタル庁は関係府省庁と連携し、自治体のニーズに応じ、デジタル人材の確保や専門人材の派遣などの支援を加速する。

具体的な目標：2025 年度中に全ての都道府県で市町村と連携した推進体制（デジタル人材プール機能を含む）が構築できるようにする。

主担当省庁：総務省

（デジタル人材の確保）

自治体における DX の推進に当たっては、CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する CIO 補佐官等の役割が鍵となることから、ICT の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要であるが、市区町村においては、適任者が見つけれないなどその人材確保が課題となっており、CIO 補佐官等として、外部からデジタル人材を任用等している市区町村は 2023 年（令和 5 年）4 月時点で 219 団体⁴となっている。

なお、自治体が CIO 補佐官等として、外部人材を任用する場合、職務の内容や量に応じて、任期付職員や特別職非常勤職員として任用することが考えられる。これらの任用形態については、いずれも、

- ・ 民間企業との雇用関係を継続し、従業員としての地位を保有したまま任用すること
- ・ 民間水準を考慮して給与を設定すること

が可能である（任期付職員については、所属する民間企業から給与その他の報酬を得てその業務に従事することは、地方公務員法第 38 条による制限を受ける。）。

自治体は、DX の推進体制を検討するに当たり、CIO 補佐官等について内部に適切な人材がない場合には、国の支援等も活用して、外部人材の活用を積極的に検討すべきである。その際は、CIO 補佐官等に求める業務の内容や量によっては、限られた人材を有効活用する観点からも、他の団体との兼務等を前提とした任用も検討することが望ましい。

また、DX の取組を加速化する上では、CIO 補佐官等の大所高所からの助言を行う

⁴ 総務省：令和 5 年度「自治体 DX・情報化推進概要」集計データ

人材のみならず、具体的な取組における実務を行う人材を確保していくことも重要である。総務省としても、地方財政措置を拡充するとともに、市区町村の人材確保のための支援に取り組む都道府県等に対する伴走支援を実施することにより、都道府県が市区町村と連携した DX 推進体制を構築し、その中で、市区町村の求める人材プールを確保する取組を推進していくこととしている。

(デジタル人材の育成)

また、自治体における DX の推進を担う職員の育成も課題となっている（DX 推進担当課室・情報政策担当課室の職員数が 0 人又は 1 人の市区町村は 213 団体で全団体の 12%⁵である。）。DX の推進に当たっては、自治体の各部門の役割に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要であり、特に、一般行政職員の中でも、デジタル分野における専門知識を身につけ、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめることができる職員（「DX 推進リーダー」）の存在が重要であることから、各自治体において、一般行政職員のデジタルリテラシー向上だけでなく、DX 推進リーダーの育成にも積極的に取り組むことが求められる。

DX 推進リーダーの育成に当たっては、DX 推進担当部局等でデジタルに関する知識・技能を身に付けさせるだけでなく、業務担当部局の業務を経験させることで、実務担当課とデジタル企業や高度専門人材とを橋渡しし、変革を主導できる人材となるよう育成することが重要である。

各自治体が DX 推進のための人材育成に取り組むに当たっては、中長期的な観点で、一般職員も含めた人材育成の重要性や意義、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力・経験、研修体系等を設定した体系的な人材育成方針を持つことが望ましい。

その際、標準化や個人情報保護法の改正等の最新動向を踏まえた研修等に取り組む必要があるとともに、管理職等向けの意識改革のための研修や、各担当職員向けの DX に伴う課題理解や分析、解決策検討等の業務に活かせるような実践的な研修、職員研修の中に職層別研修として位置づけたり、悉皆研修と選択別研修を効果的に組み合わせたりするなど、各団体の創意工夫を活かした職員育成の取組が期待される。

⁵ 総務省：令和 4 年度「自治体 DX・情報化推進概要」集計データ

(デジタル人材の確保・育成に係る方針の策定)

「２．自治体における DX の推進体制の構築」の冒頭に記載のとおり、「３．取組事項」にて示す DX 推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、その取組を推進するための組織体制の整備や、DX の取組を担うデジタル人材の確保・育成など、DX 推進体制の構築に取り組むことが求められる。

こうした組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成は、DX の取組を推進するため、どのような組織体制のもと、どのような人材を確保・育成していくか、組織的・計画的に方針を決定した上で取り組む必要がある。また、それらに取り組むに当たっては、デジタル人材が官民間問わずひっ迫する中で、育成した職員のエンゲージメントの向上を図る手法や、外部人材を受け入れ組織力を高める手法など、デジタル人材であるか否かにかかわらず、組織全体の組織管理・人事管理に関する方針を踏まえ、検討を進めることが望ましい。そのため、庁内全体の組織体制の整備や人事管理を担う人材育成・人事担当部門の役割が特に重要であり、人材育成・人事担当部門が中心となり、DX の取組の司令塔を担い、あるべき将来像や DX 手法の検討を行う DX 推進担当部門との緊密な連携の下で、デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定し、全庁的に取組を進めることが求められる。

こうしたことを踏まえ、総務省において、各自治体の人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改正等する際の新たな指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」（2023 年（令和 5 年）12 月。以下「策定指針」という。）を策定し、新たに、自団体で求められるデジタル人材像を明確化すべきことや、確保・育成すべき目標の設定など、デジタル人材の確保・育成に関する留意点を盛り込んだところである。

デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定していない団体においては、策定指針に示す留意点を踏まえ、人材育成・人事担当部門が中心となり、DX 推進担当部門との緊密な連携の下で、基本方針の改正等に当たって、新たな事項として具体的な数値目標の設定等も含め、デジタル人材の確保・育成に係る内容を盛り込むなどの方法により、令和 7 年度中を目途に方針を策定の上、取組を進めることが求められる。

(都道府県等との連携)

デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定し、人材確保・育成に取り組むに当たっては、自団体において取組を推進することが基本となるが、デジタル人材の確保等に関しては、官民を問わず人材が不足していることに加え、特に小規模団体に

については、人材の確保・育成において、困難な状況である。

このため、都道府県においては、令和7年度中に市区町村と連携した DX 推進体制を構築し、その中で、市区町村が求める人材のプールを構築していく取組を推進することが重要である。市区町村においても、都道府県と連携しつつ、人材確保・育成策を各団体で検討していくことが望ましい。なお、具体的な内容については、(4)にて詳述する。

【国の主な支援策等】

(デジタル人材の確保)

- ① 都道府県がデジタル人材としての一定のスキル・経験を有し、市区町村支援業務を行う常勤職員を雇用する場合、当該職員の人件費について、職員数に応じて所要の財政措置（普通交付税）を講じる。【総務省】
- ② 市区町村における外部人材の募集情報を収集の上、総務省ウェブサイトで公表するとともに、協力企業に展開し、市区町村の取組を後押しする。【総務省】
- ③ 市区町村が CIO 補佐官等として、外部人材の任用等（特別職非常勤職員として任用する場合及び外部に業務委託する場合）を行うための経費及び募集に要する経費について所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.7））を講じる。【総務省】
- ④ 都道府県等（連携中枢都市及び定住自立圏中心市のほか、他市区町村の支援業務のためにデジタル人材を確保する市区町村を含む。）における市区町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等について、所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.7））を講じる。【総務省】
- ⑤ 三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る地域活性化起業人（企業人材派遣制度）に関して、ICT 分野に従事する人材（デジタル人材）の派遣元企業に対する負担金など起業人の受け入れの期間中に要する経費等について、所要の財政措置を講じる。【総務省】
- ⑥ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体の DX に係るアドバイザーの派遣を行う。【総務省】
- ⑦ 自治体が外部人材を確保する際の参考となるよう、外部人材が備えておくこ

とが望ましいスキルや経験を類型化した「自治体 DX 推進のための外部人材スキル標準」及び同解説書の周知を行う。【総務省】

- ⑧ 都道府県・市区町村の連携による広域的な人材確保や民間事業者との連携による人材確保の取組等について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進参考事例集」として情報提供を行う。【総務省】
- ⑨ 市区町村の人材確保のための支援に取り組む都道府県支援のため、人材の採用ノウハウの提供、人材プールの構築に協力可能な人材・企業のリストの作成、確保した人材に対する行政実務研修を一気通貫で実施する「都道府県と市町村が連携した DX 推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト」を実施する。【総務省】

(デジタル人材の育成)

- ① 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX 推進リーダー）の育成に係る経費（研修に要する経費、民間講座の受講料、専門的な資格取得のための受験料等）について、所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.7））を講じる。【総務省】
- ② 総務省及びデジタル庁との連携のもと、自治体職員との対話や研修、人事交流等を通じて自治体のデジタル人材育成に寄与する。【総務省・デジタル庁】
- ③ 職員研修について、総務省において、標準化・共通化や個人情報保護法改正等の最新動向を踏まえつつ、J-LIS 等の関係機関と連携しながら、自治体 DX に関する研修の充実を図るとともに、研修情報を取りまとめて各自治体に情報提供を行う。【総務省】
- ④ 体系的に整理された人材育成方針等に基づく育成プログラムの策定や業務に活かせるような実践的な研修など創意工夫を活かした職員育成の取組について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進参考事例集」として情報提供を行う。【総務省】
- ⑤ 地方公共団体において職員に求められるスキルの明確化等を通じて、デジタル化の取組の中核を担う職員の集中的な育成を支援する。【総務省】

(3) 計画的な取組

情報システムの標準化・共通化についての目標時期が 2025 年度（令和 7 年度）とされており、自治体の行政手続のオンライン化についても継続的な推進が求められていることから、本計画に示す取組を一定の期間の中で実現するには、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行

うことが求められる。

また、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等による手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、単なるシステム更改にとどまらず、標準準拠システムを前提としたオンライン手続前提の業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化などに取り組むことが必要となるため、別紙2で示す「自治体の主な取組スケジュール」を参考にしながら、計画的に取り組むことが必要となる。

相互に関連する DX の取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的に DX を強力に推進していくためには、DX 推進のビジョン及び工程表から構成される全体的な方針（以下「全体方針」という。）が決定される必要があり、その全体方針は、広く自治体内で共有されるべきである。

各自治体が、本計画を踏まえて、着実に DX に取り組めるよう、全体方針の決定等を含め想定される一連の手順を示した「自治体 DX 全体手順書」を策定・公表しているので、積極的に参考にされたい。

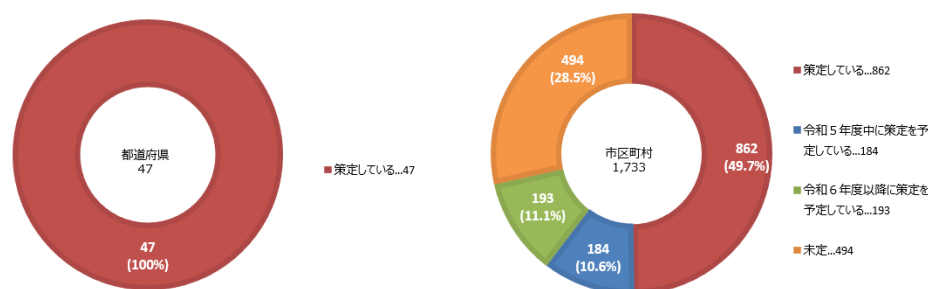
なお、各自治体の全体方針の策定状況は、次のとおりである（別紙1も参照）。

【参考】DX を推進するための全体方針策定状況

④ DXを推進するための全体方針の策定状況

1 全体方針の策定

都道府県では全団体、市区町村では862団体（49.7%）が策定している。



（出典）総務省「自治体 DX・情報化推進概要（令和5年度）」

【国の主な支援策等】

各自治体が着実に DX に取り組めるよう、取組を進めるに当たって想定される一連の手順等を示した「自治体 DX 推進手順書」を策定している。なお、本手順書については、国の取組の進捗等を踏まえて、適宜見直すこととしている。【総務省】

(4)都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築

全国的にデジタル人材が不足する中、特に小規模な市町村の現場では、極めて少人数の職員のみで DX の取組全てを担うような状況にあるなど、個別の市町村のみでは DX を円滑に推進する体制が十分に確保できていない現状にある。

こうした市町村においても着実に DX を推進するためには、令和 7 年度中に全ての都道府県において管内市区町村と連携した DX 推進体制を構築し、その中で、市町村の求める人材プールを構築していくことが重要である。

構築する体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定されるものである一方、先進団体の事例も踏まえ、次の 4 つの機能が必要である。

＜推進体制に必要な 4 つの機能＞

- ① 都道府県と市町村の長のレベルの間で、推進体制に係る方向性の共有（会議体・宣言・協定等の一定の枠組みの構築）
- ② 市町村の状況の把握
- ③ 市町村の DX 支援のための専門人材の確保（＝人材プールを構築）
- ④ 推進体制において検討していくべきテーマの設定

（人材プール）

都道府県による推進体制の中心となる人材プールについては、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められていることを踏まえ、地方公務員法における服務規定に基づきつつ、複数年度に渡って業務を行うことのできる常勤職員としての雇用を中心としていく必要がある。具体的にはデジタル人材としての一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員を確保していく必要がある。こうした職員については庁内の変革を主導できるようなコミュニケーションスキルを持ち合わせていることが必要である。

なお、単発のプロジェクトや高い専門性が求められるものの工数が少ない業務については、委託や非常勤職員（副業人材）も活用するなど、業務の性質や都道府県・市町村のニーズ・実態に応じ、雇用と委託・非常勤職員等を併用していくことも重要である。

（テーマの設定）

推進体制をより実効性の高いものとしていくためには、都道府県・市町村のニーズも踏まえつつ、システムの共同調達、自治体フロントヤード改革、eL-QR を活用した公金収納、地域社会のDXの推進、デジタル・デバイド対策等、連携して取り組んでいくテーマを早期に検討することも重要である。

また、次の取組については、積極的に都道府県と市町村で連携して取り組むテーマとして設定していくことが望ましい。

- ・ 都道府県と市町村が連携したシステムの共同調達の推進

システムの共同調達については、スケールメリットにおける調達コストの低減に加え、個別調達が難しい小規模自治体における DX の推進等の効果が期待される。推進体制を活用し、都道府県と市町村が連携した共同調達を検討することが望ましい。なお、共同調達の実施に際しては、「3(2)自治体におけるシステム整備の考え方」も参照されたい。

- ・ eL-QR を活用した公金収納の取組の推進

eL-QR を活用した公金収納については、令和 8 年 9 月以降の開始に向けて、市町村間で検討が先行している団体の事例共有や課題解決に向けた知見の共有を行うことが重要であるため、各都道府県において、推進体制を活用した市町村間の情報共有を検討していくことが望ましい。

【国の主な支援策等】

- ① 「再掲」都道府県がデジタル人材としての一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員を雇用する場合、当該職員の人件費について、職員数に応じて所要の財政措置（普通交付税）を講じる。【総務省】
- ② 「再掲」都道府県等（連携中枢都市及び定住自立圏中心市のほか、他市町村の支援業務のためにデジタル人材を確保する市町村を含む。）における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等について、所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.7））を講じる。なお、募集経費については、令和 7 年度から令和 9 年度までの間に限り、対象経費の上限額を 300 万円まで引き上げ。【総務省】
- ③ 「再掲」市区町村の人材確保のための支援に取り組む都道府県等に対する伴走支援を実施するとともに、都道府県や複数市区町村間で確保した外部人材を共有する仕組みについて、課題や手順、外部人材の働き方等のノウハウを整理し、これから広域的な人材確保に取り組む都道府県等への事例の横展開に取り組む。【総務省】
- ④ 「再掲」総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体の DX に係るアドバイザーの派遣を行う。【総務省】
- ⑤ 情報通信技術（ICT）を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体や地場企業等からの求めに応じて（地場企業等への派遣は令和 7 年度より開始）、ICT の知

見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域における ICT 利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図る。【総務省】

- ⑥ デジタルを活用した地域課題解決に取り組もうとする地方公共団体と、地域の DX に知見と実績を有している民間企業のデジタル専門人材等のマッチングを支援する。【内閣官房・内閣府】
- ⑦ 「再掲」市区町村の人材確保のための支援に取り組む都道府県等の支援のため、人材の採用ノウハウの提供、人材プールの構築に協力可能な人材・企業のリストの作成、確保した人材に対する行政実務研修を一気通貫で実施する「都道府県と市町村が連携した DX 推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト」を実施する。【総務省】

3. 各団体において DX を進める前提となる考え方

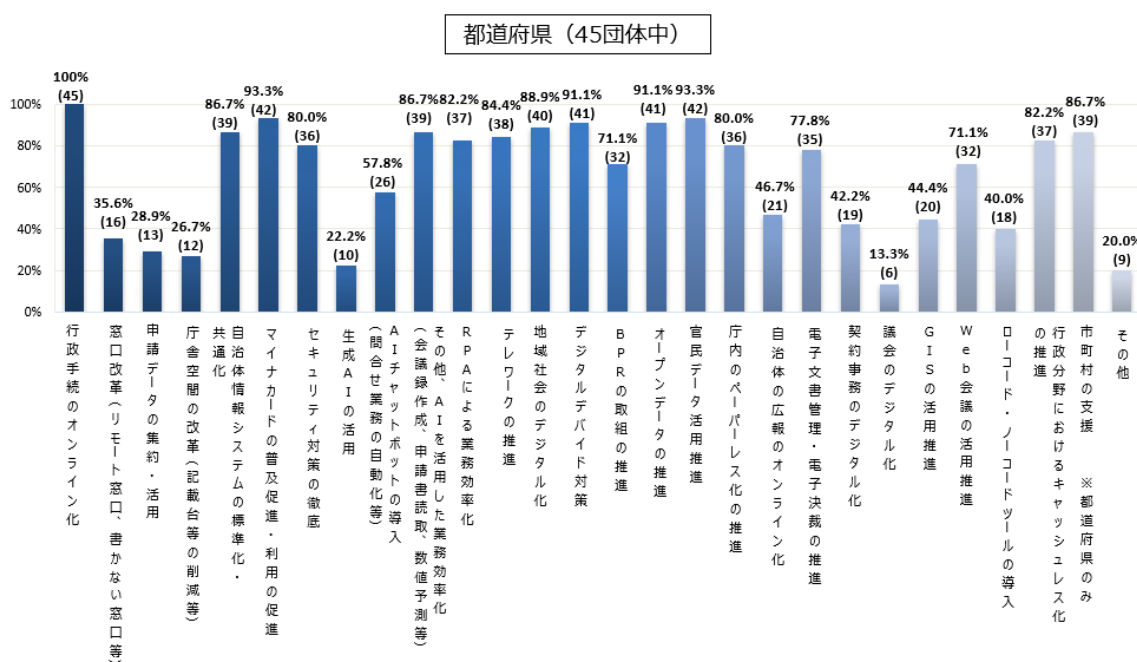
全体方針を策定している各自治体における重点取組事項以外の取組内容の状況については、以下の通りであり、BPR の取組、オープンデータ、ペーパーレス化、キャッシュレス化の推進などは多くの自治体で取り組まれている。

自治体 DX の取組は、地域の実情や課題、住民ニーズに応じ、自主的・主体的に取り組まれるべきものであり、単に他団体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、他団体の取組も参考にしつつ、どのような取組が自団体において必要か積極的に検討していただきたい。

【各自治体における重点取組事項以外の取組内容の状況】

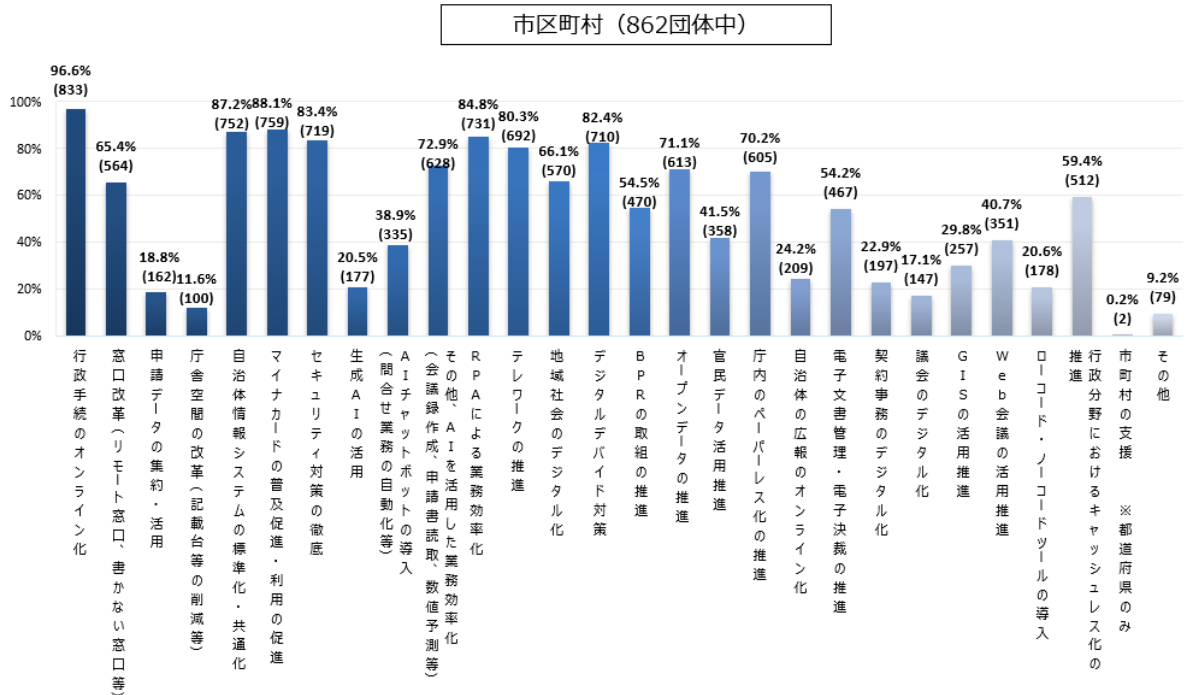
2 DXを推進するための全体方針において掲げている事項（複数回答）

全体方針において掲げている事項は、都道府県では「行政手続のオンライン化」が45団体（100%）と最も多かった。



2 DXを推進するための全体方針において掲げている事項（複数回答）

全体方針において掲げている事項は、市区町村では「行政手続のオンライン化」が833団体（96.6%）と最も多かった。



(1) BPR の取組の徹底

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(2) 業務改革（BPR⁶）の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある。

業務改革（BPR）の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（2021 年（令和 3 年）12 月 24 日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）に定めるサービス設計 12 箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

第1条 利用者のニーズから出発する

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

第2条 事実を詳細に把握する

第8条 自分で作りすぎない

第3条 エンドツーエンドで考える	第9条 オープンにサービスを作る
第4条 全ての関係者に気を配る	第10条 何度も繰り返す
第5条 サービスはシンプルにする	第11条 一遍にやらず、一貫してやる
第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める	第12条 情報システムではなくサービスを作る
6 Business Process Reengineering の略称。	

自治体 DX を進めるに際しては、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築するいわゆる BPR の取組みを行うことが重要である。重点計画においても、「デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある。」とされている。また、業務改革（BPR）の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（2021 年（令和 3 年）12 月 24 日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）に定めるサービス設計 12 箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討されたい。

業務改革（BPR）を進めるに当たっては、既存の業務プロセスを分析し、無駄を排除し、業務の流れをスムーズにするための新たな制度・体制・手法を提案することが重要である。また、法令に基づく行政手続だけではなく、条例又は規則に基づく行政手続も、住民の利便性向上及び業務効率化の観点から見直すとともに、バックオフィスを含めたデジタル化や窓口の見直し（対面手続きにおいて紙に書くことを求めない、いわゆる「書かないワンストップ窓口」への変更等）を含めた取組が期待される。

また、利用者目線で業務フローを改善することに加え、例えばオンライン申請後のバックヤード処理の効率化を行うなど、職員の業務負荷軽減を図ることが大切である。これにより、住民の利便性向上と職員の働きやすさの両方を実現することが可能である。このような取組により、より前向きに BPR に取り組む姿勢を維持することができる。

合わせて、BPR を検討する最初の段階において、現状分析の一環として業務量等の調査を行い、取組前と後で比較が可能な数値を把握しておくことで、DX の取組の前後での住民利便性向上や業務効率化の評価を行うことができ、データに基づく行政経営を進めることが期待される。

(2) 自治体におけるシステム整備の考え方

人口減少社会を前提とすれば、約 1,800 の地方公共団体がそれぞれ個別にアプリケーションを整備していくことは必ずしも持続可能とは言えず、自治体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、広域又は全国的な規模で共同して利用していく必要がある。

このことを踏まえ、自治体におけるシステム整備の考え方を次のとおり示す。

- ① 喫緊の課題である 20 業務に係る情報システムの標準化に引き続き注力する。
- ② 国と地方公共団体で構成される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において合意された業務・システムについては、共通 SaaS の導入が進められることとされている。各自治体においては、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、共通 SaaS の利用を推進する。
- ③ 各府省庁がプラットフォームを構築し、これに接続できるシステムの整備を求める、標準仕様書を策定したシステムの利用を求めるなどにより、自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについては、各自治体においては、その趣旨を踏まえた整備・利用を推進する。
- ④ ②の対象とならない業務・システムについても、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組んでいく。例えば、都道府県と市町村が連携した DX 推進体制等において、既に多くの都道府県が市町村と共同調達を進めている業務システムや、RPA やビジネスチャットツール等の共通業務ツールなど、実質的に共通化が進んでいるものについては、都道府県の共同調達等により整備を進めることを検討する。

また、システムの整備に当たっては、システムを所有から利用へと転換する SaaS 利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していくことを目指す。

(3)オープンデータの推進・官民データ活用の推進

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第3 重点政策一覧

1. デジタル化による成長戦略

○[No. 1-110] オープンデータの推進

- ・ AI モデルの性能には、AI 学習データの量と質が影響するところ、政府等が保有するデータは、そのデータ形式が PDF 形式等、直ちに AI 学習に用いることが難しい場合も多く、またデータのアクセス権限などにより活用が難しいものが散見され、その対応が課題となっている。
- ・ そこで、AI 開発者向けのコミュニケーション窓口を通じてニーズがあると把握されたデータについて、重点分野として、AI 学習容易な形への変換及びオープンデータ化が進むよう仕組みを構築する。
- ・ 地方自治体のオープンデータは一元的に検索できる仕組みがなく、行政保有データ利活用上課題の一つとなっている。そこで、地方自治体のオープンデータについても e-Gov データポータルサービスで検索可能となるよう、地方自治体とのメタデータ連携に係る実証を行う。

具体的な目標：行政保有データを AI 学習に容易な形に変換するため、最新の技術・ニーズの動向等の調査、試行的なデータの変換・提供を目的とした調査研究等を実施する。

e-Gov データポータルサービス上で地方自治体のオープンデータも検索できる仕組みの実証。

オープンデータ基本指針等に基づき、公開することが有用なデータのうち、重点的にオープンデータ化を図るテーマを設定し、オープンデータ化に取り組む。また、オープンデータ化に取り組むにあたり、作業負担等の軽減に資する取組を検討する。

主担当省庁：デジタル庁

◆「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（2021 年（令和 3 年）6 月 15 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）抜粋

4 取組体制等

(3) 地方公共団体間の連携等

複数の地方公共団体が連携してオープンデータに取り組むこと³⁸は、人材育成、データ公開に係る業務の効率化や、地域横断的なデータ利活用の促進、行政サービスの向上等に関する合同でのアイデア公募やその成果の共有等、大きな効果が期待される。

例えば、高梁川流域の隣接 7 市 3 町が連携して一つのデータポータルサイト (<http://dataeye.jp/>) でオープンデータを公開している。また、職員のオープンデータに対する理解を深め、機運を盛り上げるために、複数の市区町村が共同で勉強会を開催するといった取組も進められている。限りある資金、人材等を有効活用する観点からは、近隣自治体が連携してオープンデータに取り組むことが望ましい。

福井県、静岡県や埼玉県では、県が構築したサイト上に共通のフォーマットで市区町村のデータを公開するといった取組も進められている。データの利活用を促進する観点からは、都道府県が、域内市区町村のデータを必要に応じ集約した上でオープンデータとして積極的に公開することに加え、データ形式、利用規約の整合化を働きかけることも有効である。

さらに、都道府県の範囲を超えて市区町村が連携することも、上記の効果をより増大するものとして積極的に取り組むことが望まれる。

³⁸ 例えば、武雄市、千葉市、奈良市、福岡市、三重県、室蘭市の「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」

(<https://www.facebook.com/bigdataopendata4city>) 等がある。

オープンデータについては、デジタル庁が 2023 年（令和 5 年）4 月に、従来の「推奨データセット」を「自治体標準オープンデータセット」として見直し、自治体の取組状況に応じて公開が望ましいデータを選べるようにするとともに、利用者がより利活用しやすい形式に変更するなど、自治体のオープンデータに係る環境の整備を実施していることから、デジタル庁の最新の動向等も踏まえつつ、取組の参考とされたい。

なお、オープンデータや各自治体の保有するデータを活用し、データドリブンな行政運営に取り組んでいる自治体もあり、取組の参考とされたい。

4. 取組事項

以下、重点計画等における各施策のうち、自治体に取り組むべき事項・内容について以下の分類に基づき、具体的内容と国の主な支援策等を示す。なお、必要に応じ、取組方針の前提となる現状や考え方についても記載する。

【自治体 DX の重点取組事項】

- (1) 自治体フロントヤード改革の推進
- (2) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (3) 公金収納における eL-QR の活用
- (4) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- (5) セキュリティ対策の徹底
- (6) 自治体の AI・RPA の利用推進
- (7) テレワークの推進

【自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- (1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバйд対策
- (3) デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- (1) BPR の取組の徹底
- (2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進

4.1 自治体 DX の重点取組事項

(1)自治体フロントヤード改革の推進

- ◆「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（5）地方行財政基盤の強化

（自治体 DX による行財政の効率化等）

自治体 DX について、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」等のフロントヤード改革と、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付への eLTAX 活用等のバックヤード改革に一体的に取り組む。都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能を確保する（以下、略）

- ◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

（1） デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

A 個人におけるデジタル完結の基盤となるマイナンバー制度/マイナンバーカードに係る取組の強化・加速

B マイナンバーカードの普及と利活用の推進

m 「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、自治体が共同利用できるシステムやアプリの提供を行うと共に、推奨すべきケースやソフトシステムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。

なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化をはじめとしたフロントヤード改革²⁸についても、引き続き推進する。

28 オンライン申請、「書かないワンストップ窓口」等、住民との接点の
多様化・充実化やデータ対応の徹底など。

第3 重点政策一覧

1. デジタル化による成長戦略

○[No. 1-102] 総合的なフロントヤード改革の促進

- ・ これまで自治体における窓口業務改革は、個別ツールの導入等にとどまり、業務フローの見直し（BPR）、全体最適化、住民との接点の多様化やデータ対応の徹底が不十分であるケースがあるほか、小規模自治体等を中心に取組の進捗に差が生じている。
- ・ このため、地方自治体と住民との接点（「フロントヤード」）の改革として、2024 年度中にマイナンバーカードを活用したオンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとした「フロントヤード」の多様化・充実化等を図る人口規模別の総合的な改革モデル等を構築し、そこで得られたノウハウや、住民の利便性向上、業務効率化に関する効果を示しつつ、自治体の規模や状況を踏まえながら先進事例の横展開を促進する。

具体的な目標：フロントヤード改革に取り組んでいる自治体数（2026 年度末
300 自治体）

主担当省庁：総務省

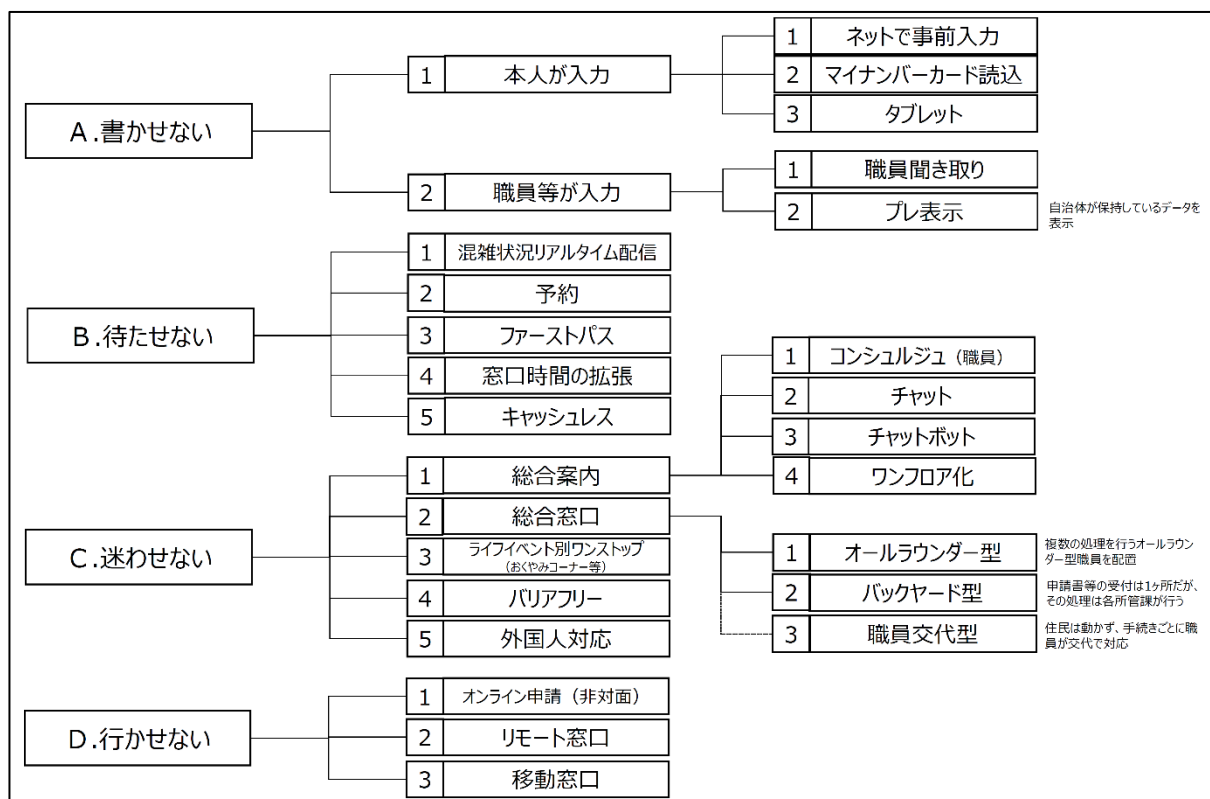
今後、多くの地方公共団体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要である。

フロントヤード改革については、これまで、地方公共団体の創意工夫のもと、新しい地方経済・生活環境創生交付金等も活用しつつ、様々な取組が行われているものの、個別の取組に留まっていることや自治体間で取組の進捗に差が生じていることなどの課題がある（別紙1 参照）。

多様な住民ニーズに対応するためには、デジタル手続法⁶に定める基本原則（①デ

⁶ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及

デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ⁷に則って、デジタルツール等を有効に活用し、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、庁舎はもとより、自宅に加え、支所や公民館、郵便局といった住民に身近な場所でも対応可能とするなど、住民との接点の多様化・充実化（オムニチャネル化）を図る必要がある。また、対面で手続等を行う場合であっても、紙ではなく、データによる対応を前提とすることで、住民の利便性向上を図るとともに、業務効率化による業務改善に繋げることが求められる。これらの改革を通じて、庁舎空間が単なる手続の場から様々な主体が集う地域課題の解決の場として活用されていくことも期待される。



地方公共団体の創意工夫のもと行われている窓口改革の様々な取組

（出典）第33次地方制度調査会 第13回専門小委員会（2023年（令和5年）4月11日）

資料2（審議項目2関係資料）抜粋

び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）

⁷ ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する／②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする／③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

【取組方針】

1 住民との接点の多様化・充実化

- ① 行政手続のオンライン化については、2022 年度（令和 4 年度）には全ての市区町村で、マイナポータルを通じた転出元市区町村への転出届の提出や、転入予定市区町村への来庁予定の連絡（転入予約）が可能となった。また、本計画【第 2.0 版】において、積極的・集中的にオンライン化を進めることとしていた特に国民の利便性向上に資する手続（31 手続）のうち、子育て・介護関係手続（26 手続）については、2023 年度（令和 5 年度）末時点で 1,136 団体（全 1,741 団体の 65.2%）においてマイナンバーカードを用いたオンライン手続が可能となっている。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 5 オンライン化を実施する行政手続の一覧等（対象手続一覧）

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 駐車場の許可の申請
- 13) 建築確認
- 14) 粗大ごみ収集の申込

- 1 5) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
 - 1 6) 犬の登録申請、死亡届
 - 1 7) 感染症調査報告
 - 1 8) 職員採用試験申込
 - 1 9) 入札参加資格審査申請等
 - 2 0) 入札
 - 2 1) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
 - 2 2) 消防法令における申請・届出等
- b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続
- ア. 子育て関係
- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
 - 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
 - 3) 氏名変更／住所変更等の届出
 - 4) 受給事由消滅の届出
 - 5) 未支払の児童手当等の請求
 - 6) 児童手当等に係る寄附の申出
 - 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
 - 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
 - 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
 - 1 0) 児童手当等の現況届
 - 1 1) 支給認定の申請
 - 1 2) 保育施設等の利用申込
 - 1 3) 保育施設等の現況届
 - 1 4) 児童扶養手当の現況届の事前送信
 - 1 5) 妊娠の届出
- イ. 介護関係
- 1) 要介護・要支援認定の申請
 - 2) 要介護・要支援更新認定の申請
 - 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
 - 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
 - 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
 - 6) 被保険者証の再交付申請

- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

エ. 転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予定市区町村への来庁予定の連絡

② 多様な住民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの基盤も活用し、行政手続についてオンライン化を進めることはもちろん、自宅でのオンライン来庁予約、近場の郵便局・公民館での申請サポートやリモート相談、来庁時の総合案内やセルフ端末、書かないワンストップ窓口の手続、オンライン手続を含む各種申請のサポートや個別ブースでの丁寧な相談、コンビニ交付サービスの活用など、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、住民との接点をトータルで捉えて、多様化・オムニチャネル化を実現する。その際、ツールの導入自体が目的にならないよう、複数のデジタルツールを前提としたフロントヤードからバックヤードまでの業務全体の内容やフローの改革（BPR）を実施することが重要である。

2 データ対応の徹底

① 基幹業務システムの標準化と併せて、フロントヤードの手続を直接「データ」で対応し、バックヤードの基幹業務システム等とのデータ連携を徹底することで、人手を介さない業務フローの実現を図り、内部事務（バックヤード）の効率化・集約化（入力業務の削減等の効率化や審査業務の集約化等）を進める。

- ② システムの申請処理に係るデータ（処理件数・処理時間・待ち時間等）を把握した上で、処理工程の見える化等により業務上の課題を分析し、対策を図ること
で、データに基づく業務改善（データドリブンな行政経営）につなげる。

3 改革による人的・空間的リソースの最適配置

- ① 業務改善により生まれた人的リソースを最適に配置し直すことで、政策の企画立案等の充実を図るほか、窓口業務でも、より手を差し伸べるべき方への相談業務等きめ細やかな業務にシフトしていく。
- ② これらの改革に応じた窓口空間の再整理（記載台や手続専用カウンター等の削減）を行うことは、住民スペースの拡大にも繋がる可能性があり、庁舎空間が単なる手続の場だけでなく、様々な主体が集って相談・交流する、地域課題の解決の場としても活用可能となる。

【国の主な支援策等】

1 総合的なフロントヤード改革の事例創出と横展開のための支援

- ① 先進的なモデルの構築及び手順書による横展開

住民と行政との接点である自治体フロントヤードについて、各団体の取組状況を調査し、先行・優良事例を周知することなどにより、個別の取組の導入にとどまらない総合的な改革の必要性を示して理解を広め、普及啓発を図る。

そのような改革を目指す自治体に必要な人的・財政的支援を行い、総合的な改革のモデルとなる事例を創出するとともに、自治体フロントヤード改革推進手順書を作成するなど横展開を促進。【総務省】

- ② 自治体フロントヤード改革ポータルサイト

事例集、動画、各自治体の取組状況のダッシュボードなどを一元的に提供するポータルサイトを設置し、改革推進のためのノウハウや知見の提供を行う。【総務省】

2 人的支援

- ① 窓口 BPR アドバイザー派遣事業【デジタル庁】

窓口 DX を推進する地方公共団体に対して、デジタル庁が委嘱した窓口 DX に深い知識と経験のある地方公共団体職員等による支援を行い、地方公共団体の窓口 BPR の「自走」を目的とした、「きっかけづくり」のためのノウハウを提供する。

- ② 窓口 BPR アドバイザー育成事業【デジタル庁】

窓口 BPR に係る取組の中核を担う地方公共団体職員を育成し、窓口 DX に係る地方公共団体間の共創の輪を拡大することで、地方公共団体の窓口 DX を促進する。

③ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（地方公共団体の DX 関係）

【総務省】

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体の DX に係るアドバイザーの派遣を行い、地方公共団体の DX 推進に係る財政運営・経営の質の向上を図る。

④ 地域情報化アドバイザー派遣制度【総務省】

情報通信技術（ICT）を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体や地場企業等からの求めに応じて（地場企業等への派遣は令和 7 年度より開始）、ICT の知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域における ICT 利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図る。

そのほか、令和 5 年度自治体フロントヤード改革モデル事業実施団体の担当者を派遣する事業を令和 7 年度に実施予定。【総務省】

3 財政的支援

① 新しい地方経済・生活環境創生交付金【内閣府】

窓口入力支援システム（書かない窓口）やオンライン申請、リモートでの窓口対応、コンビニ交付の導入などのフロントヤード改革に資する個別の取組も推進する。

② デジタル活用推進事業債

書かない窓口システムやオンライン申請システムなどの地方公共団体が負担する住民サービスの提供に必要なシステム導入費等について、対象としている。

4 環境支援

① 自治体窓口 DXaaS【デジタル庁】

デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に、デジタル庁が選定した複数の事業者が「窓口 DX に資するパッケージ」機能（SaaS）を構築し、その機能を地方公共団体が選択して利用することで、地方公共団体が窓口 DX「書かないワンストップ窓口」に取り組みやすくなる環境の提供を行う。

② デジタル改革共創プラットフォーム【デジタル庁】

地方公共団体と国との間のフラットなコミュニケーションにより、誰もが自由に課題やアイデアを投稿することができる自由闊達な意見交換の場として、デジタル改革共創プラットフォームを提供している。

(2)自治体の情報システムの標準化・共通化

◆「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（2024 年（令和 6 年）12 月 24 日閣議決定）抜粋

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(5)標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

○ 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和 7 年度（2025 年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。具体的には、令和 5 年（2023 年）4 月から令和 8 年（2026 年）3 月までを「移行支援期間」と位置付け、国はそのために必要な支援を積極的に行う。

○ 地方公共団体は、令和 5 年（2023 年）3 月末時点での標準化対象事務に係る基幹業務システムを、令和 5 年（2023 年）3 月末時点で公表された標準仕様書（令和 5 年度（2023 年度）に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書）に適合した標準準拠システムに、令和 7 年度（2025 年度）末までに移行することを目指す。

令和 5 年（2023 年）4 月以降の標準仕様書の改定への対応については、令和 7 年度（2025 年度）までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和 8 年度（2026 年度）以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする。

○ 令和 7 年度（2025 年度）に集中することが予想される標準準拠システムへの移行作業については、円滑かつ安全に実施されるよう、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が必要となることから、国は、引き続き、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう支援する。

○ また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとす

る。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和 10 年度（2028 年度）末までに機能標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和 9 年度（2027 年度）末までに所要の検討を行う。

○ 現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行をはじめとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたもの代替事業者が見つからない場合及び事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和 8 年度（2026 年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（以下「特定移行支援システム」という。）については、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね 5 年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する。

なお、この場合であっても、特定移行支援システムから必要に応じてデータ要件の標準を踏まえたデータ項目に基づくデータの抽出ができるようにすることとする。

（略）

6.2 地方公共団体への財政支援（標準化法第 11 条）

6.2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る財政支援に関する基本的な考え方

（略）

○ 各地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏

まえ、総務省は、令和7年度（2025年度）末までとされているデジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5年延長を目途に検討する。

自治体の基幹業務システムは、これまで、自治体が独自に発展させてきた結果として、次のような課題を抱えている。

- (1) 維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
- (2) 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
- (3) 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと

このような自治体の基幹業務システムの状況を踏まえ、自治体に対し、標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準という。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が整備するものをいう。以下同じ。）を利用することを努力義務とすること等を規定する標準化法が2021年（令和3年）5月に成立し、標準化法に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化を推進することとしている。

また、2022年（令和4年）1月には、標準化法第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務として基幹系20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）を政令で定めた。

さらに、2022年（令和4年）10月には、標準化法第5条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システム標準化基本方針を策定し、その後、2024年（令和6年）12月に2026年度（令和8年度）以降の移行が具体化したシステムへの対応等、所要の改定を行っている。

【取組方針】

自治体は、標準化法に基づく基本方針の下、基幹系 20 業務システムについて、標準準拠システムに移行する必要がある。

【国の主な支援策等】

- ① 自治体の標準準拠システムへの移行に要する経費に対して、2020 年度（令和 2 年度）第 3 次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成したデジタル基盤改革支援基金を活用し、補助率 10/10 により、国が必要な財政支援を行う。【総務省】

【2020 年度（令和 2 年度）第 3 次補正予算 国費 10/10 1,508.6 億円 基金（2025 年度（令和 7 年度）まで）】

【2021 年度（令和 3 年度）補正予算 国費 10/10 316.8 億円 基金（2025 年度（令和 7 年度）まで）】

【2023 年度（令和 5 年度）補正予算 国費 10/10 5163.1 億円 基金（2025 年度（令和 7 年度）まで）】

【2024 年度（令和 6 年度）補正予算 国費 10/10 194.1 億円 基金（2025 年度（令和 7 年度）まで）】

- ② 地方公共団体への意見聴取・情報提供等【総務省・デジタル庁・制度所管省庁】

i) デジタル庁は、デジタル改革共創プラットフォームを活用し地方公共団体と対話を行う。

ii) 制度所管省庁は、各制度所管省庁で策定した機能標準化基準の策定、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、デジタル庁は、共通標準化基準の策定、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、それぞれ設けることにより、地方公共団体及び地方公共団体の基幹業務システムの標準化に取り組む事業者に対し、標準化基準の策定、変更及び解釈に関する情報提供を行う。

iii) デジタル庁及び制度所管省庁は、議論の過程の透明化やウェブサイト等への公表、目標・取組・スケジュール等の段取りに係る地方公共団体への情報提供、地方公共団体への丁寧な意見聴取、地方 3 団体等と連携した計画的な移行推進等を行う。

- ③ 地方公共団体の進捗管理等【総務省・デジタル庁・制度所管省庁】

i) 総務省は、2024 年（令和 6 年）9 月に改定した「自治体情報システムの標

準化・共通化に係る手順書」(以下「手順書」という。)の内容について周知を図り、各地方公共団体が手順書を踏まえて、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行が行えるよう、デジタル庁及び制度所管省庁並びに都道府県とも連携して地方公共団体の進捗管理等の支援を行う。

ii) 総務省は、地方公共団体からの進捗状況等の報告、標準準拠システムへの移行に向けた課題や質問の問合せ機能等を有する地方公共団体の進捗管理等支援ツールを構築し、デジタル庁及び制度所管省庁並びに都道府県と連携して運用する。

iii) デジタル庁においては、地方公共団体の進捗確認や課題把握のため、各都道府県からの派遣職員等による支援体制として「標準化リエゾン」を設置し、総務省及び都道府県と連携して地方公共団体の支援を行う。

④ デジタル人材に関する支援【総務省・デジタル庁】

i) デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市区町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

ii) 総務省は、標準準拠システムへの移行に課題を抱える地方公共団体において、外部専門家による技術的・専門的な助言を受けることが可能となるよう支援する。

⑤ 標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準への適合は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保される必要がある。このため、標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施される適合確認試験に合格したシステムでなければならない。地方公共団体は当該システムを標準準拠システムとして利用することができることにより、地方公共団体が行う適合性確認の負担軽減を図る。【デジタル庁】

⑥ ガバメントクラウドへの移行に向けた支援【デジタル庁】

i) デジタル庁は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第4号)により改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第18条第1項の規定に基づき、地方公共団体がガバメントクラウドを利用することができるよう、クラウドサービス提供事業者との間で利用条件等に関する契約を締結するほか、地方公共団体との間でガバメントクラウドを利用するための契約を締結する等、必要な措置を講じる。

- ii) デジタル庁は、ガバメントクラウドの利用料について、大口割引や長期継続契約の適用などを通じた低廉化に取り組むとともに、ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発や運用の最適化に挑戦する事業者のスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。

(3) 公金収納における eL-QR の活用

◆「規制改革実施計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

II 実施事項				
1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大				
(4) 公共				
6	地方公共団体への公金納付のデジタル化	デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和 5 年 10 月 6 日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。 あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和 8 年 9 月までに eLTAX を活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、	（前段）遅くとも令和 8 年 9 月までに措置、 （後段）前段の時期以降速やかに措置	（前段）デジタル庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 （後段）デジタル庁 総務省 警察庁 こども家庭庁 文部科学省 国土交通省

		納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。		
--	--	--	--	--

【取組方針】

① 「規制改革実施計画」(2024 年(令和 6 年) 6 月 21 日閣議決定)等に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁(以下「関係府省庁」という。)は、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、地方公共団体のほか、住民・民間事業者等のユーザーとなる関係者の意見を聞きながら、所要の取組を推進していく。

② 地方公共団体(都道府県・市区町村をいう。以下本取組事項において同じ。)の普通会計に属する全ての公金(普通会計に属する公金と同一の口座において受け入れられる歳入歳出外現金を含む。)並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料(加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。)について、地方公共団体の判断により eLTAX(地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム)を活用した納付を行うことができるよう、必要な取組を行う。

eLTAX を活用した公金納付については、住民・事業者の公金の納付の煩雑さを生じさせないため、「地方税統一 QR コード(eL-QR)」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

③ 特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとして eL-QR を活用した納付を行うことができるよう、納付者がどの地方公共団体に対しても eL-QR を活用した納付を行うことができるようにする。

- ・いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(これらの公金に係る事務は、標準化法に基づく標準化対象事務であることから、標準仕様書に eL-QR を活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する。)
- ・その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金であ

る公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可
使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

- ④ また、デジタル庁、総務省及び関係府省庁は、上記以外の公金⁸についても、
地方公共団体において eL-QR を活用した納付が積極的に行われるよう、所要の
取組を推進していく。
- ⑤ 2024 年（令和 6 年）6 月に eL-QR を活用した公金収納を可能とするために必
要な規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第
65 号）が公布された。その上で、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修
等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が 2025 年度（令和 7 年度）
末までとされていることにも留意し、2026 年（令和 8 年）9 月に eL-QR を活用
した公金収納を開始することを目指す。

【国の主な支援策等】

- ① 地方公共団体において、システム改修等の準備を確実に進めていただけるよ
う、全国説明会や進捗状況調査を通じて説明や意見聴取を行うとともに、地方
公共団体における検討状況や課題について把握し、eLTAX の公開仕様書や Q&A
の提供など、地方公共団体に必要な情報の提供・助言⁹を行う【総務省、デジ
タル庁、関係府省庁】。
- ② このほか、地方税共同機構における eLTAX のシステム改修や公金収納を行う
ための体制整備等の公金収納の実施に向けた準備や、地方公共団体による公金
納付への eL-QR の活用を促進するための環境整備等の所要の取組に係る検討
を行う【総務省、デジタル庁、関係府省庁】。
- ③ eL-QR を活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム
等の改修にかかる経費について、デジタル活用推進事業債の対象としている。

⁸ 規制改革実施計画（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）において、「全国共通の取扱い
とすべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚
園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件
数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金
納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう
必要な措置を講ずる。」とされていることに留意が必要である。

⁹ eL-QR の導入に向けて必要なシステム改修等の検討に当たって留意すべき事項をまとめた
「eL-QR を活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について（通知）」（令和 7 年 2 月 17 日
付け総行経第 13 号）を発出しているので、参照されたい。

【主な取組スケジュール】

(2023 年度（令和 5 年度）)

- ① 各地方公共団体においては、eL-QR を活用した公金収納の取組を円滑に開始することができるよう、まずは、本取組をとりまとめる担当課¹⁰を決定するとともに、eL-QR を活用した納付を可能とする公金の種類の検討や、公金の収納管理を行っているシステム構成の把握及び改修内容の検討などの取組を進める。

(2024 年度（令和 6 年度）)

- ② eLTAX の公開仕様書（見積もり参考資料）の内容や、標準仕様書の改定を踏まえ、各公金の収納管理を行っているシステムを提供する事業者（ベンダー）と仕様の調整を行った上で、事業者（ベンダー）から見積もりを取得し、システム改修に必要な予算要求を行う。

(2025 年度（令和 7 年度）以降)

- ③ 各公金の収納管理を行っているシステムについて、eL-QR を活用した収納を行うことができるよう、必要な改修を行う。

(4) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(1) DX

(デジタルガバメント)

デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、円滑に取得できる環境整備を図りつつ、カード機能のスマートフォン搭載により、確定申告、引っ越し手続、銀行口座開設などのオンライン手続の簡易化に取り組む。また、運転免許証との一体化など利便性・機能向上を更に促進するとともに、カード活用による救急業務の迅速化・円滑化について全国展開を推進するなど、官民様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。

¹⁰ 総務省が 2023 年（令和 5 年）12 月に実施した「地方公共団体の公金収納のデジタル化

（eLTAX の活用）の取組に関する進捗状況調査」によれば、本取組をとりまとめる担当課を決定している団体においては、当該担当課として、都道府県、指定都市では、すべての団体が会計担当課としており、市区町村では、会計担当課（約 45%）のほか、総務担当課（約 15%）や税務担当課（約 15%）としている団体もある（総務担当課や税務担当課において会計事務を担っている場合を含む。）。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

（1）デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

B マイナンバーカードの普及と利活用の推進

マイナンバーカードはデジタル空間における最高位の本人確認機能を有しており、一人一人に最適化された利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために重要な基盤である。

引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、スマートフォンから様々な行政手続きができる「オンライン市役所サービス」の徹底と、マイナンバーカードを日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」を推進する。そして、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

【取組方針】

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものであり、2024 年（令和 6 年）12 月 31 日時点のマイナンバーカードの保有枚数は 9,631 万枚を超え、人口に対する割合は 77.1%となっている（別紙 1 も参照）。本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がなされるなど住民の利便性の向上につながっているほか、このような利活用が進むことで各種窓口事務の効率化にも寄与しているところである。また、窓口業務以外にも、マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）や自治体独自の取組などにも活用されている。今後も、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続きのオンライン・デジタル化など利活用シーンは拡大することが見込まれている。

これを踏まえ、マイナンバーカードの取得の円滑化に向け、それぞれの国民の方のニーズに対応した、カード取得に向けた環境整備を進めるため、以下の内容に取り組む。

① 令和 7 年度以降のカードや電子証明書の大量更新へ対応するための体制整備

を図る。

- ② 令和6年度に施行した以下の取組について周知するとともに、円滑な事務の実施を推進する。

- ・紛失した者、新規出生者、国外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象とした申請から原則1週間で交付できる特急発行の仕組み
- ・申請者が1歳未満である場合、例外的に顔写真の添付を不要とするカードの導入
- ・出生届と併せてカードの申請を行えるよう、出生届とカード申請様式の一体化
- ・マイナポータルで提出するオンライン出生届と併せて行うカードのオンライン申請

- ③ カードの取得に課題のある者への対応として、以下の取組を引き続き実施する。

- ・2023年（令和5年）8月に策定し、同年12月に改訂した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」で示した取組の普及、介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付の推進。
- ・認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう導入した暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードの申請受付

- ④ 住民が身近な場所でカードの更新等の手続きをできるよう郵便局窓口の活用を推進する。郵便局への委託に向けて参考となるよう先行事例を事例集等で周知するなど、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施する。

【国の主な支援策等】

- ① 自治体における、出張申請受付・申請サポートの推進や窓口・コールセンターに要する経費や交付体制の整備に係る経費について、以下のとおり、対象経費の拡充・追加を行ったところであるが、引き続きマイナンバーカード交付事務費補助金による支援を行う。【総務省】

- ・施設や支援団体等が行う申請サポート、代理交付によるカードの受取に対して市区町村が助成を行う場合に要する経費の上限額を引上げ
- ・カードの健康保険証としての利用申込みだけでなく、利用支援における経費

についても対象となるよう拡充

【2024 年度（令和 6 年度）補正予算・2025 年度（令和 7 年度）当初予算案 773.1 億円】

- ② マイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費の範囲について改めて周知し、積極的な活用を促すとともに、出張申請受付を実施するに当たり有効と考えられる事例を含む申請促進のための取組事例・実績をまとめた資料を横展開することなどにより、自治体のカードの取得環境整備に向けた取組を支援する。

【総務省】

- ③ マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等について、重点計画における工程表に基づいて推進する。【関係府省】

(5)セキュリティ対策の徹底

- ◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 3 重点政策一覧

1. デジタル化による成長戦略

○[No. 1-73] 中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現

- ・ 今後、国・地方の更なる連携強化やコスト効率化、セキュリティ強化、サービスレベルの向上を実現するため、「2030 年頃の国・地方のネットワークの将来像」（注 1）の実現に向け、以下の取組を着実に進める。
- ・ 国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化の検討
- ・ 地方のネットワーク上のシステムへのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入に向けた調査・分析・検証
- ・ 行政職員がシステムの構築・運用に必要な技術研鑽等が可能な人材育成環境の整備等について、可能なものから速やかに実施する。あわせて、将来像への移行プロセスの具体化、安定的かつ持続的な運用管理体制、情報セキュリティポリシーガイドライン（注 2）等について更なる検討を行う。
- ・ （注 1）「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書」（令和 6 年 5 月）参照
- ・ （注 2）「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）

具体的な目標：国・地方の新たなネットワークへの移行を 2030 年頃の実現で

きるよう、検証等を可能なものから速やかに実施
主担当省庁：デジタル庁

【取組方針】

地方公共団体の業務システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む（自治体のセキュリティ対策の実施状況については別紙1 参照）。

【国の主な支援策等】

- ① 昨今のサイバー攻撃の増加・高度化等に対応するため、自治体の情報セキュリティ対策について不断の見直しを行う。【総務省】
- ② 国・地方の更なる連携強化やコスト効率化、セキュリティ強化、サービスレベルの向上を実現するため、「2030 年頃の国・地方のネットワークの将来像」の実現に向け、国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化の検討、地方のネットワーク上のシステムへのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入に向けた調査・分析・検証の取組を着実に進める。【総務省・デジタル庁】
- ③ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」の改定を行うなど継続して支援する。【総務省】
- ④ 2024 年（令和 6 年）に改正された地方自治法において、自治体においてサイバーセキュリティの確保のための方針の策定が義務付けられたことを踏まえ、自治体の方針策定等のための指針を示す。【総務省】

(6) 自治体の AI・RPA の利用推進

2023 年（令和 5 年）12 月 31 日時点において、AI の導入割合は都道府県が 100%（2021 年（令和 3 年）12 月 31 日時点：100%）、指定都市が 100%（同 100%）、その他の市区町村が 50%（同 35%）となっており、RPA の導入割合については、都道府県が 94%（同 91%）、指定都市が 100%（同 95%）、その他の市区町村が 41%（同 29%）となっている¹¹（別紙 1 も参照）。AI・RPA のいずれも導入している団体は、631 団体であり、人口規模の大きな団体のみならず、規模の小さな団体においても導入が進んでいる。

¹¹ 総務省：令和 6 年 7 月 5 日版「自治体における AI・RPA 活用促進」

(留意事項)

自治体の定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化など、根本的な対応策を検討し、その上で RPA の利用による自動化を行うことが有効である。

【取組方針】

自治体は国の作成する「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」及び「自治体における RPA 導入ガイドブック」を参考に、AI や RPA の導入・活用を進める。また、こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体による共同利用を検討する。都道府県は AI・RPA を含めたデジタル技術の市区町村のニーズを踏まえ、共同利用を支援する。

【国の主な支援策等】

- ① AI 活用サービスの導入手順や先行団体における AI 導入事例等を記載した、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」(2022 年(令和 4 年) 6 月策定)を自治体に共有する。【総務省】
- ② RPA を導入する際の検討の進め方や、導入対象業務の選定の方法、取組事例などを盛り込んだ、「自治体における RPA 導入ガイドブック」(2023 年(令和 5 年) 6 月策定)を自治体に共有する。【総務省】
- ③ AI の利活用を中心に、各自治体における最新の取組事例について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進参考事例集」を充実化する。【総務省】
- ④ AI・RPA(生成 AI を含む)導入に関する経費については、情報システムの標準化・共通化を行う 20 業務を除き、所要の財政措置(特別交付税(措置率 0.3))を講ずることとし、都道府県、市町村が協定の締結等をした上で共同調達を行う場合には財政措置を拡充(特別交付税(措置率 0.5))する(措置期限は令和 7 年度まで)。【総務省】

【(参考) 生成 AI に係る国の取組等について】

生成 AI とは、画像を生成する拡散モデル(diffusion model)や自然言語を扱う大規模言語モデル(large language model:LLM)などを指す。従来から識別モデルに対して生成モデルという分類法があり、その生成の側面に注目した呼び方である(「AI に関する暫定的な論点整理」(2023 年(令和 5 年) 5 月 26 日 AI 戦略会議)より)。

政府においては、AI に関する政策の方向性を議論する有識者会議（「AI 戦略会議」）で議論が進められており、同会議でとりまとめられた「AI に関する暫定的な論点整理」（2023 年（令和 5 年）5 月 26 日）において、生成 AI の普及を踏まえ、「AI 開発ガイドライン案」「AI 利活用ガイドライン」（総務省）や「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」（経済産業省）といった既存のガイドラインに関して必要な改訂などを検討する必要性が示された。これを受け、AI のイノベーションと活用を促進するとともに、AI がもたらすリスクを低減することを目的として、AI 開発者・AI 提供者・AI 利用者の 3 つの事業者カテゴリにおける共通指針や、各カテゴリに特有、重要となる事項を整理した「AI 事業者ガイドライン第 1.0 版」（2024 年（令和 6 年）4 月 19 日）が総務省と経済産業省によってとりまとめられた。（最新版は「AI 事業者ガイドライン第 1.01 版」（2024 年（令和 6 年）11 月 22 日）。）

また、総務省としても、生成 AI の業務利用に係る通知を随時発出¹²し、自治体に対し政府機関における業務利用に係る動向等を周知しているところである。

このような状況のもと、第 33 次地方制度調査会における「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（2023 年（令和 5 年）12 月 21 日）」においても、「生成 AI などの最先端技術を業務上利用する場合には、情報セキュリティ等のリスクへの対応に万全を期し、行政サービスの信頼性の確保に留意した上で、業務の効率化、人員配置の最適化と創造性の向上のために有用な分野において、適切な活用の手法を検討することが重要である」とされており、自治体の中には、プロジェクトチーム等の立ち上げから試験的導入、一部実装に至るまで様々な取組が進められている。

総務省としては、引き続き、政府の検討状況の紹介、利用状況の把握や参考事例の紹介などに取り組んでいくことを予定している。

(7)テレワークの推進¹³

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

¹² 「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用について」（令和 5 年 5 月 8 日事務連絡）

「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用について（第 2 版）」（令和 5 年 9 月 25 日事務連絡）

「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用について（第 3 版）」（令和 5 年 11 月 13 日事務連絡）

¹³ 「テレワーク」とは、職員が所属する組織の所在場所（オフィス）から離れたところにおいて、通信ネットワーク及び ICT 機器を活用して業務に従事することをいう。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の 3 つの形態がある。

第3 重点政策一覧

3. デジタル化による地域の活性化

○[No. 3-14] テレワークの推進

- ・ 民間ではコロナ禍を経て普及が進んだが、導入効果の周知や導入しにくい業態に対する支援不足等が課題となっており、都市部は減少局面である他、地方部はまだ低水準。
- ・ 周知等により普及定着を図る他、テレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現し、地方への新たな人の流れを創出する。
- ・ セキュリティ対策の考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン」等を策定・更新するとともに、周知啓発等を実施する。
- ・ 国家公務員については「国家公務員テレワーク・ロードマップ」等に基づき環境整備を進め、引き続きテレワークの定着を図る。当該ロードマップに基づく実態調査等は、その実施が著しく困難となる事象が発生した場合等において、その技術的課題及び解決策の検討に資することを目的として実施する。

具体的な目標：＜民間のテレワーク＞2025年度には、テレワーク導入企業の割合について、南関東・近畿・東海を除く地域では、2021年度の35.4%から10ポイントの引き上げとなる45.4%を目指す。また、南関東・近畿・東海地域においては2021年度の60.2%を維持し、これらにより全国では55.2%を目指す。テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合については、25.0%を目指す。また、テレワーク導入済み企業における「テレワークセキュリティガイドライン」の認知状況を50%以上にすることを目指す。

＜国家公務員のテレワーク＞2025年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備。非常時における事業継続性の確保、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点から、効果的なテレワークを推進。

主担当省庁：総務省

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方

改革」の切り札でもあるほか、生産年齢人口が減少し、地方公務員のなり手不足が指摘される中、外部専門人材を含む多様で優秀な人材を確保するとともに、時間的制約の有無にかかわらず全ての職員が意欲と能力を最大限発揮して活躍できる環境を整備する観点からも有用である。また、ICT の活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待される。さらに、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といった BCP（業務継続計画）の観点から有用な手段となる。

自治体におけるテレワークの導入状況は、総務省の調査¹⁴によれば、2023 年（令和 5 年）10 月 1 日現在で、都道府県・政令市では 100%、市区町村では 60.1%となっており、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更されたこと等を理由として、市区町村においては、前年（62.9%）から導入団体数に減少がみられる（別紙 1 も参照）。未導入の理由として「多くの職員がテレワークになじまない窓口業務等に従事している」、「情報セキュリティの確保に不安がある」との回答が多い。一方で、「市町村におけるテレワーク導入事例集」（2023 年（令和 5 年）4 月）で取りまとめたとおり、テレワークの導入・活用に関する困難な課題に直面しながらも、創意工夫を重ねてテレワークを推進している団体も見られる。

今後も、本計画に基づく自治体フロントヤード改革や自治体の情報システムの標準化・共通化の推進過程も捉えた上で、人事評価などのマネジメントや人材育成、公務の特性を踏まえた勤務管理等の在り方、職員間の適切なコミュニケーションの促進、職員の健康管理等にも留意しつつ、引き続き、デジタル化時代の業務運営に対応する自治体のテレワークを推進していく必要がある。

【取組方針】

自治体は、テレワーク導入の際は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（2024 年（令和 6 年）10 月）や「テレワークセキュリティガイドライン第 5 版」（2021 年（令和 3 年）5 月）等に基づき、情報セキュリティの確保に努める。その上で、自治体は、国が提供する「市町村におけるテレワーク導入事例集」や、テレワーク導入の標準的なステップ、業務整理の手法等について事例を紹介しながら整理した「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（2021 年（令和 3 年）4 月）等を参考に、在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイルワークも含め、テレワーク導入・活用に積極的に取り組む。また、自治体フロントヤード改革や、情報システムの標準化・共通化による

¹⁴ 総務省：令和 5 年度「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」

業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組む。

【国の主な支援策等】

- ① J-LIS（地方公共団体情報システム機構）及び IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が共同で、自治体職員が自宅の PC から自治体庁内にある LGWAN 接続系の PC へのリモートアクセスを可能とする機能を提供し、LGWAN を活用した自治体におけるテレワークの試行事業を実施する。2021 年度（令和 3 年度）までに行った実証実験による実証結果は LGWAN ポータルサイト内で公開する。

【総務省】

- ② 小規模団体における導入が引き続き課題となっていることを踏まえ、テレワークを積極的に活用している小規模団体における好事例を収集し、2023 年（令和 5 年）4 月に取りまとめた「市町村におけるテレワーク導入事例集」を横展開する。【総務省】

- ③ テレワーク・ワンストップ・サポート事業¹⁵として、テレワークの導入・実施時の ICT（情報通信技術）や労務管理に関して、テレワーク相談センターにおいて相談を受け付ける他、専門家（テレワークマネージャー）による個別コンサルティングを実施する。【総務省・厚生労働省】

- ④ テレワークの導入に要する経費について所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.5））を講ずる。【総務省】

¹⁵ テレワークに関する「ICT（情報通信技術）」と「労務管理の双方」について、ワンストップで相談できる窓口（テレワーク相談センター）を設置し、テレワークを導入しようとする企業や自治体等に対し、総合的な支援を実施するもの。

4.2 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

(1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

◆「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」」（令和 6 年 12 月 24 日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）

5 地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱

④ デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GX の面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる。
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める。

【取組方針】

「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずることを目的として、2024 年（令和 6 年）10 月に新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。

同本部が、2024 年（令和 6 年）12 月に決定した「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」」において、これまでの地方創生の取組を踏まえた上で、「当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく」ものとされ、地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱「①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」「②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」「③付加価値創出型の新しい地方経済の創生」「④デジタル・新技術の徹底活用」「⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上」が盛り込まれている。

特に「④デジタル・新技術の徹底活用」については、「ブロックチェーン、DX・GX の面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる。」「デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める。」ものとされている。

なお、今後、5本柱に沿った政策体系を検討し、2025年（令和7年）夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる予定である。

また、地域の創意工夫を活かした各自治体の自主的・主体的なデジタル実装の取組を促進するため、各自治体の事業担当部局が地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるよう、地域活性化、医療・健康・福祉（PHR¹⁶を含む）、環境、交通、ローカル5Gなど幅広い分野の事業に係る事例を収集し、各団体に周知する。

その際、単に他団体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進していくことが重要であるため、各団体が取組に至った経緯・課題認識や、同様の取組を検討する他団体へのアドバイス等も含めて情報収集を行い、横展開する。

加えて、こうした取組を全国津々浦々に広げるため、都道府県等と市町村等が連携して具体的な地域課題解決に取り組む推進体制づくりを伴走型で支援しつつ、得られたノウハウの横展開に取り組む。

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

- デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
- 地域におけるデジタル人材の確保・育成
- 条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
- デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進
- デジタル技術を活用した安心・安全の確保
- 中小企業のデジタル・トランスフォーメーション支援

【国の主な支援策等】

- ① 地方財政計画の歳出項目である「地域デジタル社会推進費」について、2025年度（令和7年度）は、自治体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、2,000億円を計上する。これと「地方創生推進費」を内訳として、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（1兆2,000億円）を計上する。【総務省】
- ② デジタル技術の実装による地域社会課題の解決（地域社会DX）を図るべく、

デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施する（地域社会DX推進パッケージ事業）。【総務省】

【2024年度（令和6年度）補正予算 74.0億円】

【2025年度（令和7年度）当初予算案 0.5億円】

- ③ 地域社会のデジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第3.0版】（令和6年（2024年）5月31日総務省公表）の改定・周知等を通じて、更なる横展開を図る。【総務省】
- ④ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」により、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組などを支援する。【内閣府】

【2024年度（令和6年度）補正予算 1,000億円】

【2025年度（令和7年度）当初予算案 2,000億円】

- ⑤ 地方公共団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステム導入費及び情報通信機器等の整備について、デジタル活用推進事業債の対象としている。

(2) デジタルデバйд対策

- ◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024年（令和6年）6月21日閣議決定）抜粋

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

1. デジタルにより目指す社会の姿

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

以下のアからオまでに掲げる基本的な考え方を共通認識とし、官民を挙げて「皆で支えあうデジタル共生社会」の構築に向けた環境整備を行う。

ア 機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、サービス提供者側での対応によりデジタル化の恩恵を実感できること。また、デジタルを利用する人に向けては、利用者の視点を第一に、ユーザー体験、使いやすさ（ユーザビリティ及びアクセシビリティ）に最大限配慮したデジタル機器・サービスを、利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、きめ細かく提供すること。

イ デジタルに不慣れな方に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する

場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができ、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。

- ウ デジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、障害者のみならず、幅広い国民一般にその利便性が裨益するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成につながることを。
- エ アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にもつながること。
- オ デジタル化の進展に伴う、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開すること。

これらにより、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受でき、様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

(中略)

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

② 包摂的なデジタル社会に向けた環境整備

デジタルを活用した具体的な課題解決によって良質な体験ができるようになることで、結果として「デジタル化」が「当たり前」と受け止められることを目指していくが、その際、デジタルから排除されることで良質な体験ができない方々がいると、「デジタル化」は「当たり前」のものにならず、「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」は実現しない。したがって、包摂的なデジタル社会に向けた環境整備は極めて重要である。環境整備の結果、ユーザーである国民、企業、行政職員のデジタル行政サービスに係る満足度や各サービスの浸透度も高まっていくことを想定し、これらを重要な指標と捉えて調査を行う。また、「デジタル化」に対する国民の不安やためらいについても合わせて調査・モニタリングしていくとともに、結果も公表し、継続的改善を実施する。その上で、包摂的なデジタル社会に向けた環境整備

に係る取組を、国際的な議論も参照しつつ、以下の 3 つの枠組みの下で進めていく。アについては、我が国では国際的にも進んでいるため引き続き取り組むとともに、イとウをさらに強化していく。

ア デジタルの利用環境・インフラ整備

デジタル田園都市国家インフラ整備計画（2023 年 4 月改訂）等に基づき、光ファイバの未整備地域の解消や 5G の人口カバー率拡大、非居住地域における利用用途に応じた通信環境整備、非地上系ネットワークやデータセンターの整備を推進する等、引き続き利用環境・インフラ整備を進める。

イ デジタルを正しく理解し活用する力（デジタルリテラシー）の向上

デジタル活用支援推進事業や、デジタル推進委員の取組を継続的に実施し、動画等の分かりやすいコンテンツ等も活用して、高齢者や障害者をはじめ、デジタル機器やサービスに不慣れな方の不安解消に取り組む。また、インターネット上に流通・拡散する偽・誤情報への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保、デジタル広告に関する課題への対応、幅広い世代におけるリテラシー向上 等、制度面も含む総合的な対策を進める。

ウ 誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境（アクセシビリティ）の確保

ウェブコンテンツ（行政サービス、オンラインシステム、ホームページ、動画や資料等を含む）や放送において誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境アクセシビリティの確保を徹底し、すべての方々にとってアクセス可能となる情報コミュニケーション基盤を確立する。そのため、WCAG2.2³²等の国際的な最新技術動向も踏まえ、ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック³³の改定を行う。行政機関の情報提供や行政手続のウェブサービスについては、利用者の誤解や操作ミスを防ぎ、誰もが便利で簡易に使えるよう、開発工程から一貫して取り組むとともに、試験等の品質確認の確実な実施を徹底する。放送についても、情報アクセス機会の均等化を実現する。

また、利用者中心のデジタルサービスの提供にあたっては、「窓口で相談してからオンラインで申請」、「ウェブ自動応答（チャットボット）で問い合わせをしてからオンライン手続」等、アナログとデジタルのメリットを組み合わせ

わせ、利用者にとって最も利便性が高く、体験が良くなる手段を選択できることが望ましい。そこで、各サービス利用者が得られる価値を、利用者の立場に立って最大化するため、各サービス間で情報を連携して利用体験を連動させることで、すべての方々にサービスの利用機会・体験が保障されるようにする。デジタル庁及び総務省は、サービス改善に取り組む行政関係者向けの情報提供や行政評価の枠組みの検討を行う。

³² Web Content Accessibility Guidelines 2.2 W3C Recommendation 05 October 2023

³³ 多様な人々が、障害等の有無やその度合い、年齢や利用環境に関わらず、デジタルで提供されている情報やサービスを利用できるようにすること（ウェブアクセシビリティ）に初めて取り組む行政官や事業者向けのガイドブック。

【取組方針】

オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援」事業の周知等の利用の促進を行うとともに、NPO や地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する（自治体のデジタルデバйд対策の実施状況については別紙1 参照）。

高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページなどを利用しやすくなるよう、公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定している。本ガイドラインに基づいた取組を推進するため、公的機関向け講習会等の周知啓発事業を実施する。

【国の主な支援策等】

- ① デジタル社会の形成に当たり、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を実施する（デジタル活用支援推進事業）。【総務省】

【2023 年度（令和 5 年度）補正予算 21.0 億円】

【2024 年度（令和 6 年度）補正予算 21.0 億円】

※ 上記支援に当たっては、事業者と自治体が連携して地域の実情等を踏まえた効果

的な事業が行われるよう、国は事業者に対して自治体との連携について働きかける。

- ② 地域おこし協力隊等を対象としたデジタル活用支援のための研修を実施する。

【総務省】

- ③ 「再掲」地方財政計画の歳出項目である「地域デジタル社会推進費」について、2025 年度（令和 7 年度）は、自治体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、2,000 億円を計上する。これと「地方創生推進費」を内訳として、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（1 兆 2,000 億円）を計上する。【総務省】

- ④ 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づく取組を支援するため、公的機関に向けた講習会等の周知啓発事業を実施する。【総務省】

【2025 年度（令和 7 年度）当初予算案 1.5 億円（内数）】

- ⑤ 住民の利便性向上と、業務効率化による職員の相談対応業務などへのシフトにより、丁寧な窓口対応を希望する住民に寄り添える体制を構築推進する、自治体フロントヤード改革支援事業を実施する。【総務省】

(3) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

【取組方針】

政府においては、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するため、2021 年（令和 3 年）11 月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」という。）が創設された。

調査会では、構造改革に通底する 5 つの原則（①デジタル完結・自動化原則②アジャイルガバナンス原則③官民連携原則④相互運用性確保原則⑤共通基盤利用原則）からなる「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として 2021 年（令和 3 年）12 月に策定し、このデジタル原則に沿って、4 万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、2024 年（令和 6 年）6 月までの 2 年間で規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指すこととした。

（構造改革のためのデジタル原則の全体像）

第 7 層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第 6 層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第 5 層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第 4 層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第 3 層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第 2 層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第 1 層 インフラ		

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の 7 項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制を取り上げ、現場のデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による現

場の人手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出による経済成長への寄与、日本社会のデジタル・トランスフォーメーションの進展が期待される。

これらのアナログ規制に関して、法律・政令・省令について調査し、それらの規制の点検・見直し方針を含む「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を取りまとめた上で、それぞれの見直しに向けた工程表を作成した（2022年（令和4年）12月）。各府省庁は、工程表に基づき、原則として2022年（令和4年）7月から2024年（令和6年）6月までの2年間で、規制・制度の見直し等の取組を進めてきた。その結果、見直しが必要とされた規制の96%について、工程表等に基づく見直しが完了した（2024（令和6）年9月時点）。残る4%の規制についても着実に見直しが完了するよう、デジタル庁において引き続き見直し状況のフォローアップを行うこととしている。

国の法令と同様、各地方公共団体で定める条例・規則等においても、アナログ規制が存在すると考えられる。特に、我が国において、福祉、消防、道路・河川等のインフラ整備など、国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施していることや、地方において人口減少が特に著しいことなどを踏まえると、全国の地方公共団体におけるデジタル化の取組が不可欠である。こうしたことを踏まえ、国においても、2022年（令和4年）11月に、各地方公共団体がアナログ規制の点検・見直しに取り組むに当たり必要となる推進体制の構築や作業手順の参考となる情報を整理した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（以下「マニュアル」）」を整備することなどにより、各地方公共団体の取組を支援してきた。また、こうした一般的な支援に加えて、国の取組を通じて得られた知見等を地方にも還元していくことを含め、地方公共団体向けの取組支援を強化していく観点から、団体固有の課題等に寄り添った支援など、各取組フェーズに応じた総合的な支援メニューを提供していくこととしている。

各地方公共団体においては、こうした国からの取組支援や国における取組状況等を活用・参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しを実施することが望ましい。

なお、デジタル行財政改革会議の発足に伴い、調査会は発展的に改組され、2023年（令和5年）10月に会議の開催根拠が廃止された。これにより、デジタル改革、規制改革、行政改革の司令塔としての役割は、調査会からデジタル行財政改革会議に引き継がれたものの、調査会における取組及び工程表に基づくフォローアップは、引き続きデジタル庁が実施することとされている。

【国の主な支援策等】

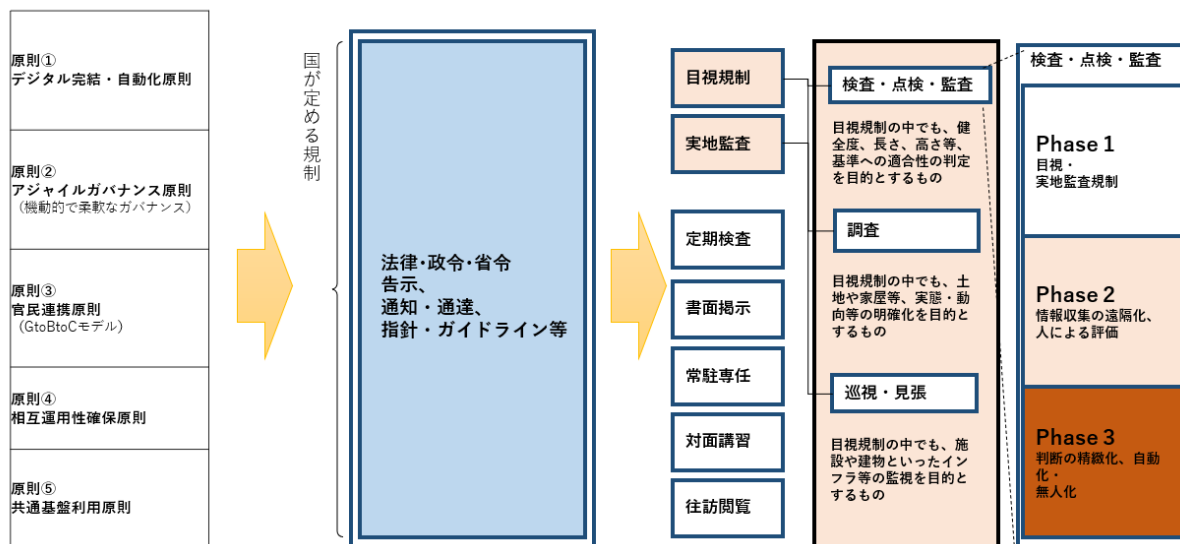
- ① マニュアル整備や積極的な情報発信等の一般的な支援を継続的に実施する。
また、2024年（令和6年）度からは、各取組フェーズに応じた総合的な支援メニューとして、公募に応じた地方公共団体の取組に対する個別の課題等に寄り添った支援や、条例等に残るアナログ規制の洗い出し作業に係る支援策を提供するとともに、これらの取組を通じて得られた成果やノウハウを全国の団体に横展開していく。【デジタル庁】
- ② アナログ規制の類型と、その見直しに活用可能な技術の対応関係を整理、可視化した「テクノロジーマップ」の初版を2023年（令和5年）10月に公表。技術検証の結果や技術の進展等を踏まえ、2024年（令和6年）12月に更新。今後も随時更新していく。【デジタル庁】
- ③ 地方公共団体におけるアナログ規制の見直しを踏まえた、デジタルの活用による地域の課題解決等を図る取組について、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」による後押しを進める。

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

〇 構造改革のための
デジタル原則

〇 デジタル臨調における適合性の
点検・見直し対象の規律の範囲

〇 一括的見直しに向けた類型化とフェーズ
の考え方（目視規制・実地監査の例）



※ 地方公共団体が定める規制（条例等）については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

規程に基づく業務類型		管理対象(例)		データ取得機能		セキュリティ・トラスト機能		データ伝達機能		認識機能		判断機能		自律機能		対応機能	
情報に基づき、安全性等を判断・維持する	検査・点検・監査	屋外環境、土地、天候	カメラ、各種センサ類等	無人航空機・ドローン	カメラ、各種センサ類等	IOIO IOIO	データ暗号化、プライバシーテック(PESTS)	衛星通信、5G	クラウドストレージ	OCR	物体認識・物体検出AI	文書解析AI	経年劣化、故障予測AI	自動制御、モニタリング	生成AI	リアルタイムモニタリング	緊急通報
		土木構造物															
		製品・食品、器具・設備、建築物等															
		家畜等															
		人															
監視・見張り・監督	診断・診察	組織	オンライン会議、電子白板	ドローン	各センサ類	本人認証、電子通かし、NFT	Blue tooth・無線LAN	音声文字変換	音声認識等	文書解析AI	点群データ解析、デジタルツイン	魚眼・異常検出AI	自動制御	生成AI	リアルタイムモニタリング	遠隔制御	
		建築物、エリア等															
		人															
		組織															
		人															
身分・能力証明	講習・教育	本人・身分証明書	ドローン	ドローン	各センサ類	本人認証、電子通かし、NFT	Blue tooth・無線LAN	音声文字変換	音声認識等	文書解析AI	点群データ解析、デジタルツイン	魚眼・異常検出AI	自動制御	生成AI	リアルタイムモニタリング	遠隔制御	
		資格・認定証明書															
		知識・技能等															
		記録・保管															
		報告・申請・提出															
情報に基づき多様な目的を達成する	公示・掲示	書面・情報等	ドローン	ドローン	各センサ類	本人認証、電子通かし、NFT	Blue tooth・無線LAN	音声文字変換	音声認識等	文書解析AI	点群データ解析、デジタルツイン	魚眼・異常検出AI	自動制御	生成AI	リアルタイムモニタリング	遠隔制御	
		間覧・交付															
		契約・取引・決済															
		記録・保管															
		報告・申請・提出															

5. おわりに

本計画は、ガバメントクラウドの活用に向けた検討など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、別紙3に示す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及びKPIを踏まえ、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより進捗管理を行う。

総務省は、業務改革（BPR）を含めた標準化等の進め方について記載した「自治体DX推進手順書」を2025年（令和7年）3月に改定したところであり、今後も国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行う予定である。また、当該手順書の改定時期にかかわらず、自治体の検討に資する情報を、自治体に随時提供する。併せて、自治体が足並みを揃えて、情報システムの標準化・共通化等の施策を推進するためには、その前提となる事業者（ベンダー）の速やかかつ円滑なシステムの開発等の対応も求められることから、関係省庁と連携して、事業者（ベンダー）への情報提供を丁寧に行っていく。

本計画に示す取組を一定の期間の中で実現するには、早期の現行のシステムの調査、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められることから、速やかに全庁的・横断的な推進体制を整える必要がある。その上で、各自治体においては、本計画の記載及び今後国から提供される情報を参考に、早期に検討に着手し、可能な取組から実行することが望ましい。

別紙 1 自治体 DX の重点取組事項等に係る取組状況

【自治体における DX の推進体制の構築状況】

DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制の構築状況の推移

年度	DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制を構築している自治体 (%)					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和3年度	29.1 (521団体)	87.2 (41団体)	60.9 (14団体)	90.0 (18団体)	38.5 (297団体)	16.3 (151団体)
令和4年度	50.4 (901団体)	100.0 (47団体)	82.6 (19団体)	100.0 (20団体)	63.3 (489団体)	35.2 (326団体)
令和5年度	66.3 (1180団体)	100.0 (47団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	78.7 (604団体)	52.9 (488団体)

年度	DX推進専任部署を設置している自治体 (%)					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和3年度	26.8 (480団体)	89.4 (42団体)	78.3 (18団体)	85.0 (17団体)	38.1 (294団体)	11.8 (109団体)
令和4年度	42.9 (767団体)	95.7 (45団体)	95.7 (22団体)	90.0 (18団体)	60.8 (469団体)	23.0 (213団体)
令和5年度	53.3 (949団体)	100.0 (47団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	72.1 (553団体)	33.4 (308団体)

DXを推進するための全体方針の策定状況の推移

年度	DXを推進するための全体方針を策定している自治体 (%)					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和3年度	13.9 (248団体)	61.7 (29団体)	52.2 (12団体)	45.0 (9団体)	20.5 (158団体)	4.3 (40団体)
令和4年度	34.1 (609団体)	93.6 (44団体)	78.3 (18団体)	85.0 (17団体)	52.3 (404団体)	13.6 (126団体)
令和5年度	51.0 (907団体)	95.7 (45団体)	91.3 (21団体)	95.0 (19団体)	71.6 (549団体)	29.6 (273団体)

(注1) 全庁的・横断的な推進体制・・・都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部署が連携してDXを推進する体制（例：推進本部・連絡会議の設置等）

(注2) DX推進専任部署・・・DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署

(注3) 全体方針・・・DX推進のビジョン及び工程表から構成されるものであり、計画を含む

(注4) 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

(注5) 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

(注6) 「設置単位内訳」における割合を示す数値は、設置自治体数を母数として算出

(出典) 総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」を基に作成

【自治体のフロントヤード改革の取組状況】

フロントヤード改革の取組状況の推移（市区町村）

年度		窓口改革に取り組んでいる自治体数（％）					
	取組内容	全市区町村	団体区分別				
			特別区	指定都市	市	町村	
令和5年度	自宅	オンライン申請システム	62.3 (1079団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	79.3 (608団体)	46.6 (430団体)
		申請支援システム	15.9 (276団体)	39.1 (9団体)	90.0 (18団体)	22.2 (171団体)	8.4 (78団体)
		AIチャットボット	19.2 (334団体)	65.2 (15団体)	60.0 (12団体)	29.9 (231団体)	8.2 (76団体)
		チャット相談	4.9 (85団体)	21.7 (5団体)	40.0 (8団体)	7.1 (55団体)	1.8 (17団体)
	自宅・庁舎	予約システム	17.6 (306団体)	60.9 (14団体)	70.0 (14団体)	28.2 (218団体)	6.5 (60団体)
	近場	リモート窓口	8.2 (143団体)	17.4 (4団体)	25.0 (5団体)	14.5 (112団体)	2.4 (22団体)
		移動窓口	3.0 (52団体)	0.0 (0団体)	10.0 (2団体)	4.7 (36団体)	1.5 (14団体)
	庁舎	書かない窓口	20.9 (363団体)	47.8 (11団体)	60.0 (12団体)	31.0 (239団体)	10.9 (101団体)
		ワンストップ窓口	27.9 (485団体)	52.2 (12団体)	55.0 (11団体)	36.7 (283団体)	19.3 (179団体)

（注1） 図中の値は、令和5年4月1日時点の値

（注2） 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注3） オンライン申請システム：申請・届出等手続きをオンライン化するためのシステム

（注4） 申請支援システム：Web上で簡単な質問に答えることで、必要な手続き、持ち物、手続き場所などを調べることができるシステム

（注5） AIチャットボット：人工知能を活用した自動会話プログラム

（注6） 予約システム：Web上から窓口予約できるシステム及び庁内に設置されている端末から窓口予約できるシステム

（注7） リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等と間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口

（注8） 移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に載って移動し、移動先で行う窓口

（注9） 書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの

（注10） ワンストップ窓口：1カ所の窓口カウンターで完結すること（相談等の専門性が高い業務は除く）を想定。別の課（同じフロアも含む）に案内するケースは除く

（出典） 総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」を基に作成

【自治体の情報システムの標準化・共通化に係る取組状況】

標準準拠システムへの移行作業に係る取組の進捗率

	進捗率（％）		
		完了率	作業中率
令和6年度	全市区町村		59.2
		指定都市	11.6
		特別区	12.1
		中核市	12.5
		指定都市・中核市以外の市	15.2
		町村	14.1
	都道府県		40.9

(注1) 完了率 = $\frac{\text{（「完了」と回答した項目数※）}}{\text{（「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」において示す移行作業全40項目）}} \times 100$
※当該自治体において作業不要の項目やシステム化されていない等により実施しない項目を含む

(注2) 作業中率 = $\frac{\text{（「作業中」と回答した項目数）}}{\text{（「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」において示す移行作業全40項目）}} \times 100$

(注3) 図中の値は、令和7年1月末時点の値

(出典) 標準化PMOツールの入力データを基に作成

【マイナンバーカードの普及促進・利用の推進に係る取組状況】

マイナンバーカードの交付状況及び保有状況の推移

年度	人口に対するマイナンバーカードの累計交付枚数率（％）			
	全国	団体区分別		
		指定都市	特別区・市	町村
令和3年度	41.0 (51,871,720枚)	43.1 (11,865,268枚)	40.8 (36,080,688枚)	36.8 (3,925,764枚)
令和4年度	57.1 (71,905,789枚)	58.4 (16,043,067枚)	56.8 (49,889,684枚)	56.6 (5,973,038枚)
令和5年度	77.7 (97,451,003枚)	77.3 (21,227,798枚)	77.7 (68,020,364枚)	78.6 (8,202,841枚)
令和6年度	84.5 (105,562,941枚)	83.6 (22,953,074枚)	84.7 (73,754,496枚)	85.8 (8,855,371枚)

年度	人口に対するマイナンバーカードの保有枚数率（％）			
	全国	団体区分別		
		指定都市	特別区・市	町村
令和6年度	77.1 (96,314,449枚)	76.5 (21,012,897枚)	77.2 (67,231,562枚)	78.1 (8,059,538枚)

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値（人口に対する累計交付枚数率、保有枚数率は、同年1月1日時点の住基人口に対する割合）

（注2） 「団体区分別」内の「特別区・市」には「指定都市」を含まない

（注3） 保有枚数は、現に保有されているカードの枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）

（出典） 総務省「マイナンバーカード交付状況について」を基に作成

【セキュリティ対策の取組状況】

自治体における情報セキュリティ対策の実施状況の推移

年度	対策内容	情報セキュリティ対策に係る組織体制・規定類を整備している自治体（％）					
		全自治体	団体区分別				
			都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和2年度	CISOを任命	92.8	95.7	100.0	100.0	96.8	89.0
	CSIRTを整備	—	—	—	—	—	—
令和3年度	CISOを任命	91.9	95.7	95.7	100.0	96.0	88.0
	CSIRTを整備	79.8	95.7	91.3	100.0	81.9	76.6
令和4年度	CISOを任命	92.4	95.7	95.7	100.0	96.9	88.3
	CSIRTを整備	79.9	95.7	95.7	100.0	82.1	76.3
令和5年度	CISOを任命	93.6	97.9	100.0	100.0	98.6	88.9
	CSIRTを整備	80.8	100.0	95.7	100.0	82.9	77.2

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

（注2） 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注3） CISO：最高情報セキュリティ責任者

（注4） CSIRT：情報セキュリティインシデントに対処するための体制

（出典）総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和2年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体情報セキュリティ対策に関する調査（令和5年度）」を基に作成

【自治体の AI・RPA の利用推進に係る取組状況】

AIの導入自治体の推移

年度	AI導入自治体 (%)		
	都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	100.0	100.0	35.2
令和4年度	100.0	100.0	44.8
令和5年度	100.0	100.0	49.9

AIの機能別導入状況の推移

年度		AIの機能別導入状況 (件)		
	機能	都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	音声認識	49	22	360
	文字認識	36	15	378
	チャットボットによる応答	38	12	232
	マッチング	4	2	76
	最適解表示	8	7	32
	画像・動画認識	8	7	49
	数値予測	4	3	14
	その他	17	12	51
令和4年度	音声認識	51	28	520
	文字認識	41	20	472
	チャットボットによる応答	52	19	268
	マッチング	7	3	92
	最適解表示	13	8	46
	画像・動画認識	13	12	71
	数値予測	3	4	13
	その他	18	11	54
令和5年度	音声認識	59	34	621
	文字認識	44	27	493
	チャットボットによる応答	57	21	291
	マッチング	10	4	92
	最適解表示	13	9	60
	画像・動画認識	15	9	70
	数値予測	3	2	8
	その他	18	12	88

(注) 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値

(出典) 総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進（令和6年7月5日版）」を基に作成

RPAの導入自治体の推移

年度	RPA導入自治体（％）		
	都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	91.5	95.0	28.8
令和4年度	93.6	100.0	36.1
令和5年度	93.6	100.0	40.7

RPAの分野別導入状況の推移

年度	機能	RPAの分野別導入状況（件）		
		都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	財政・会計・財務	41	12	315
	児童福祉・子育て	8	14	228
	健康・医療	26	7	170
	組織・職員（行政改革を含む）	21	12	200
	高齢者福祉・介護	11	6	138
	障がい者福祉	11	5	88
	情報化・ICT	8	4	103
	学校教育・青少年育成	10	2	48
	複数分野にまたがる横断的なもの	14	4	52
	生活困窮者支援	6	3	37
	その他	73	15	355
令和4年度	財政・会計・財務	41	14	388
	児童福祉・子育て	15	13	286
	健康・医療	29	14	248
	組織・職員（行政改革を含む）	34	10	206
	高齢者福祉・介護	16	5	180
	障がい者福祉	8	3	111
	情報化・ICT	13	9	128
	学校教育・青少年育成	16	5	78
	複数分野にまたがる横断的なもの	7	2	79
	生活困窮者支援	8	4	60
	その他	100	31	447
令和5年度	財政・会計・財務	40	15	424
	児童福祉・子育て	15	17	327
	健康・医療	28	13	300
	組織・職員（行政改革を含む）	34	13	250
	高齢者福祉・介護	16	9	232
	障がい者福祉	10	5	146
	情報化・ICT	17	9	149
	学校教育・青少年育成	19	7	97
	複数分野にまたがる横断的なもの	6	4	70
	生活困窮者支援	8	3	81
	その他	122	42	505

（注） 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値

（出典） 総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進（令和6年7月5日版）」を基に作成

【テレワークの推進に係る取組状況】

テレワーク導入自治体の推移

年度	テレワーク導入自治体（％）			
	全自治体	団体区分別		
		都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	51.2	100.0	100.0	49.3
令和4年度	64.3	100.0	100.0	62.9
令和5年度	61.6	100.0	100.0	60.1

（注） 図中の値は、いずれも各年度の10月1日時点の値

（出典）総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント」（令和3年10月1日現在、令和4年10月1日現在、令和5年10月1日現在）を基に作成

テレワークを実施可能な環境にある職員の割合の推移

年度	割合	テレワークを実施可能な環境にある職員の割合（％）			
		全自治体	団体区分別		
			都道府県	指定都市	その他市区町村
令和3年度	0%以上30%未満	22.3	4.3	0.0	23.8
	30%以上50%未満	15.0	4.3	10.0	15.7
	50%以上80%未満	15.2	14.9	10.0	15.3
	80%以上	20.0	51.1	50.0	17.6
	不明	27.6	25.5	30.0	27.7
令和4年度	0%以上30%未満	24.9	8.5	0.0	26.0
	30%以上50%未満	10.3	4.3	5.0	10.7
	50%以上80%未満	14.2	14.9	10.0	14.2
	80%以上	23.8	53.2	45.0	22.2
	不明	26.8	19.1	40.0	26.9
令和5年度	0%以上30%未満	16.9	2.1	0.0	17.9
	30%以上50%未満	8.6	0.0	0.0	9.2
	50%以上80%未満	11.9	4.3	0.0	12.5
	80%以上	41.0	87.2	80.0	38.2
	不明	21.6	6.4	20.0	22.3

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の10月1日時点の値

（注2） 一般行政職員に占めるテレワーク実施可能な環境にある職員の割合

（注3） 数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

（出典）総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント」（令和3年10月1日現在、令和4年10月1日現在、令和5年10月1日現在）を基に作成

【デジタルデバйд対策の取組状況】

自治体のデジタルデバйд対策の実施状況の推移

年度		デジタルデバйд対策を実施している自治体（％）					
		全自治体	団体区分別				
			都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和3年度		35.7 (639団体)	61.7 (29団体)	91.3 (21団体)	95.0 (19団体)	51.2 (395団体)	18.9 (175団体)
対 策 内 容	講座等の開催	78.6 (502団体)	55.2 (16団体)	95.2 (20団体)	100.0 (19団体)	78.2 (309団体)	78.9 (138団体)
	人材の育成	7.2 (46団体)	27.6 (8団体)	4.8 (1団体)	42.1 (8団体)	6.1 (24団体)	2.9 (5団体)
	デジタル機器の購 入等の補助	5.5 (35団体)	3.4 (1団体)	4.8 (1団体)	10.5 (2団体)	5.1 (20団体)	6.3 (11団体)
	団体への支援	8.9 (57団体)	31.0 (9団体)	9.5 (2団体)	21.1 (4団体)	8.9 (35団体)	4.0 (7団体)
	情報アクセシビ リティの向上	38.3 (245団体)	37.9 (11団体)	66.7 (14団体)	63.2 (12団体)	44.3 (175団体)	18.9 (33団体)
	その他	7.5 (48団体)	20.7 (6団体)	0.0 (0団体)	5.3 (1団体)	7.1 (28団体)	7.4 (13団体)
令和4年度		55.7 (996団体)	83.0 (39団体)	95.7 (22団体)	100.0 (20団体)	73.7 (569団体)	37.4 (346団体)
対 策 内 容	講座等の開催	89.5 (891団体)	69.2 (27団体)	100.0 (22団体)	100.0 (20団体)	90.3 (514団体)	89.0 (308団体)
	人材の育成	9.1 (91団体)	46.2 (18団体)	22.7 (5団体)	35.0 (7団体)	7.9 (45団体)	4.6 (16団体)
	デジタル機器の購 入等の補助	5.6 (56団体)	2.6 (1団体)	13.6 (3団体)	5.0 (1団体)	5.8 (33団体)	5.2 (18団体)
	団体への支援	8.3 (83団体)	35.9 (14団体)	13.6 (3団体)	20.0 (4団体)	8.4 (48団体)	4.0 (14団体)
	情報アクセシビ リティの向上	34.4 (343団体)	38.5 (15団体)	81.8 (18団体)	65.0 (13団体)	42.0 (239団体)	16.8 (58団体)
	その他	4.8 (48団体)	12.8 (5団体)	4.5 (1団体)	10.0 (2団体)	4.2 (24団体)	4.6 (16団体)
令和5年度		69.7 (1241団体)	93.6 (44団体)	95.7 (22団体)	100.0 (20団体)	86.7 (665団体)	53.1 (490団体)
対 策 内 容	講座等の開催	93.3 (1158団体)	72.7 (32団体)	100.0 (22団体)	100.0 (20団体)	94.7 (630団体)	92.7 (454団体)
	人材の育成	12.2 (151団体)	43.2 (19団体)	27.3 (6団体)	55.0 (11団体)	12.2 (81団体)	6.9 (34団体)
	デジタル機器の購 入等の補助	7.3 (90団体)	15.9 (7団体)	40.9 (9団体)	15.0 (3団体)	7.2 (48団体)	4.7 (23団体)
	団体への支援	10.7 (133団体)	43.2 (19団体)	27.3 (6団体)	40.0 (8団体)	12.5 (83団体)	3.5 (17団体)
	情報アクセシビ リティの向上	36.0 (447団体)	47.7 (21団体)	77.3 (17団体)	90.0 (18団体)	46.8 (311団体)	16.3 (80団体)
	その他	4.4 (55団体)	31.8 (14団体)	4.5 (1団体)	35.0 (7団体)	3.0 (20団体)	2.7 (13団体)

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

（注2） 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注3） 「対策内容」における割合を示す数値は、実施自治体数を母数として算出

（注4） 講座等の開催：スマホやタブレット等のデジタル機器やサービスの利用方法を教える講座等の開催

（注5） 人材の育成：デジタル活用を教えることができる人材の育成

（注6） 団体への支援：デジタルデバйд対策に取り組む団体への支援

（注7） 情報アクセシビリティの向上：多言語翻訳、自動読み上げ等のデジタルツールを用いた情報発信、窓口対応

（出典）総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」を基に作成

別紙2 自治体の主な取組スケジュール

	2020年度 (R2年度) 1～3月	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	
推進体制の構築	推進体制 の構築						
	人材の確保・育成等						
自治体フロントヤード 改革の推進	利便性向上に資する手続きのオンライン化						
	その他手続のオンライン化						
	補助			住民との接点の多様化・充実化 データ対応の徹底 人的・空間的リソースの最適配置			
	子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うため、マイナポータルへの接続に当たっての機器設定、連携サーバー等の設置に要する経費に対して補助						
自治体情報システムの 標準化・共通化		人材の確保・育成等					
				標準準拠システムへの 移行		移行期限	
公金収納における eLTAXの活用				令和8年9月の開始に 向けた取組			
			【令和5年度】 ・体制の構築（とりまとめ議の決定） ・対象公金の範囲の検討 ・システム構成の把握・改修内容の検討		【令和6年度】 ・ベンダーとの調整 （見積もり等） ・令和7年度予算 要求	【令和7年度～】 ・システム改修	
セキュリティ対策の 徹底		自治体情報セキュリティクラウドの 移行					
		地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する ガイドライン		改定	改定	改定	

別紙 3 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及び KPI

重点取組事項	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及び KPI
①自治体の情報システムの標準化・共通化 【デジタル庁、総務省、関係省庁】	・地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組は、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に応じた住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを旨とするものである。 ・基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則 2025 年度（令和 7 年度）まで※に、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備する。 ※地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和 6 年（2024 年）12 月 24 日閣議決定）では、令和 8 年度（2026 年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（「特定移行支援システム」）については、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね 5 年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援するとされている。 <KPI> ・標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、2018 年度比で少なくとも 3 割の削減を目指す ※ 対象基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（計 20 業務）。
②マイナンバーカードの普及促進 【デジタル庁、総務省、関係省庁】	・マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。 ・2024 年 3 月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめをふまえ、個人番号カードの導入から 10 年を迎える 2026 年をひとつの視野に入れ、様々な関連システムの対応等に十分考慮し、極力、早期の安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入を目指す。